

平成27年5月

事務事業概要

戦略企画部

目 次

1	組織の概要	1
2	平成27年度当初予算の概要	5
3	事務事業の概要	9
	○戦略企画総務課	11
	○秘書課	11
	○企画課	11
	○政策提言・広域連携課	12
	○広聴広報課	12
	○情報公開課	13
	○統計課	14
	○東京事務所	15

1 組織の概要

戦 略 企 画 部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】	【班等名称】	(電話番号)	《主な所掌事務》
戦 略 企 画 総 務 課 sensomu@pref.mie.jp	企画調整班	2009	○部内の企画調整、議会対応、全庁会議、総合教育会議、ひとづくり政策、マイナンバー制度、高等教育機関との連携、平和啓発
	総務班	2009	○部内の組織・人事、予算・経理・決算、危機管理 人権施策、北朝鮮による拉致問題
秘 書 課 hisho@pref.mie.jp	秘書班	2014	○知事・副知事の秘書、行幸啓等皇室事務
企 画 課 kikakuk@pref.mie.jp	企画班	2025	○県政の総合企画、地方創生の推進、みえ県民意調 調査、政策研究・政策提案
	計画班	2025	○「みえ県民カビジョン」の推進、「国土強靱化地 域計画」の推進
政策提言・広域連携課 kouiki@pref.mie.jp	政策提言・広域連携班	2089	○国等への政策提言、広域的な交流・連携の総合企 画・調整、地方分権、特区・地域再生計画
広 聴 広 報 課 koho@pref.mie.jp	企画・広聴班	2031	○広聴広報の企画調整、「広聴広報アクションプラ ン」の推進、県ウェブサイト、IT広聴事業
	広報班	2788	○テレビ・ラジオ・新聞による広報、広報紙発行
	報道班	2028	○報道機関との連絡調整
	県民の声相談班	2647	○県民からの意見・提案・苦情等対応、eモニター
情 報 公 開 課 koukai@pref.mie.jp	情報公開班	2071	○情報公開、個人情報保護
統 計 課 tokei@pref.mie.jp	人口統計班	2044	○労働力調査、国勢調査、経済センサス基礎調査、 就業構造基本調査、住宅・土地統計、人口推計
	消費・生活統計班	2051	○小売・個人企業・家計調査、毎月勤労統計調査、 学校基本・学校保健統計調査、全国消費実態調査
	農水・商工統計班	2052	○経済センサス活動調査、商・工業統計、商業・生 産動態、農林・漁業センサス
	分析・情報班	3051	○統計分析、統計情報の提供
東 京 事 務 所 tokyo@pref.mie.jp	政策調整課	03-5212- 9065	○国行政機関、各種団体等との連絡調整

2 平成 27 年度当初予算の概要

平成27年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)
上段:(県費)
下段:事業費

所属名	平成26年度 当初予算額 A	平成27年度 当初予算額 [H26. 2月補正含む] B	増減額 B-A	対前年比 B/A	説明
戦略企画 総務課	(728,540) 747,387	(749,935) 893,757	(21,395) 146,370	(102.9%) 119.6%	・人件費(特別職人件費を含む) 710,508 ・戦略企画諸費 19,228 ・戦後70周年記念事業費 7,260 ・番号制度等整備関係諸費 109,441 ・高等教育機関連携推進事業費 10,683 ・高等教育機関における地方創生に 向けた取組支援事業費 30,183
秘書課	(13,633) 13,633	(16,575) 16,575	(2,942) 2,942	(121.6%) 121.6%	・調整諸費 15,575
企画課	(16,162) 16,471	(32,453) 1,617,798	(16,291) 1,601,327	(200.8%) 9,822.1%	・行動計画進行管理事業費 23,278 ・計画推進諸費 4,745 ・みえの消費喚起・地方創生推進事業費 1,583,497 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定事業費 1,848
政策提言・ 広域連携課	(17,615) 23,139	(16,631) 16,631	(△984) △6,508	(94.4%) 71.9%	・広域連携推進費 11,086 ・中部圏・近畿圏連携強化費 3,717
広聴広報課	(242,010) 251,665	(306,950) 321,137	(64,940) 69,472	(126.8%) 127.6%	・広聴広報アクションプラン推進事業費 26,889 ・県政だより事業費 68,625 ・電波広報事業費 73,616 ・広聴体制充実事業費 11,589 ・インターネット情報提供推進事業費 91,401
情報公開課	(4,473) 6,182	(4,364) 6,073	(△109) △109	(97.6%) 98.2%	・情報公開制度運営費 5,134 ・個人情報保護対策費 939
統計課	(91,124) 614,852	(90,476) 1,152,675	(△648) 537,823	(99.3%) 187.5%	・統計情報編集費 1,781 ・国勢調査費 788,196
東京事務所	(28,103) 28,115	(27,719) 27,731	(△384) △384	(98.6%) 98.6%	・東京事務所費 27,631
戦略企画部 合計	(1,141,660) 1,701,444	※ (1,245,103) 4,052,377	(103,443) 2,350,933	(109.1%) 238.2%	

※平成26年度2月補正+平成27年度当初予算額

3 事務事業の概要

事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p>【戦略企画総務課】 課長 岡村 順子 Tel. 059-224-2009</p> <p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関することについて</p> <p>2 県政の総合調整に関することについて</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、部内の各課等が担当する施策の推進に専念できるよう組織や人事、予算、経理等に関することを一元的に行う。</p> <p>政策会議・経営会議の運営、ひとづくり政策の推進など県政の総合調整に関することを行う。</p>
<p>【秘書課】 次長兼課長 喜多 正幸 Tel. 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書事務について</p> <p>2 行幸啓等皇室関係事務について</p>	<p>(1) 知事、副知事の日程調整を行うほか、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p> <p>(2) 知事、副知事と各部局間の情報共有のための連絡調整を行う。</p> <p>(1) 天皇陛下をはじめとする皇族方の行幸啓等に際して、関係機関との連絡調整など、必要な業務を行う。</p> <p>(2) その他皇室行事、儀式等について、連絡調整、広報など、必要な業務を行う。</p>
<p>【企画課】 課長 安井 晃 Tel. 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に関することについて</p>	<p>県政の中長期的課題を研究するとともに、県政の総合企画に関することを行う。また、地方創生の推進に関する総合調整を行う。</p>

項 目	概 要
2 政策研究及び政策提案について	政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、「みえ県民意識調査」を実施し、県民の皆さんの幸福実感の継続的な把握などを行う。
3 「みえ県民カビジョン」の進行管理について	「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。
【政策提言 - 広域連携課】	
課長 笠谷 昇	
Tel 059-224-2089	
1 国等への政策提言について	本県の政策を実現していくため、国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映させる事項について、国等に対して積極的な政策提言を行う。
2 県境を越えた広域連携の推進について	住民生活や経済活動が県境を越えて拡大するなか、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して、より効果的、効率的に解決していく、広域的な取組の強化が求められている。こうしたことから、広域的な知事会等の組織に参加するなどして、他府県等との交流・連携を進める。
3 地方分権改革の推進について	地方の自主性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の形成のためには、真の地方分権を実現する必要があることから、国と地方の役割分担の明確化、地方税財源の充実確保、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどの課題解決に向け、国の動向を注視し、全国知事会等と連携し取組を進める。
【広聴広報課】	
課長 中山 恵里子	
Tel 059-224-2031	
1 広聴広報の推進について	(1) 県民が必要とする県政情報を適切かつ確実に伝えるため、テレビ、ラジオ、県広報紙やインターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報

項 目	概 要
<p>県民の声相談監 田中 達也 Tel 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて</p> <p>【情報公開課】 課長 田中 彰二 Tel 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関することについて</p> <p>2 個人情報の保護対策に関することについて</p>	<p>発信を行う。</p> <p>①テレビのデータ放送活用による広報 ②インターネットによる広報（県ウェブサイトの管理運用） ③紙媒体による広報（県政だよりの発行・新聞広告等） ④放送メディアによる広報（テレビ・ラジオの活用） ⑤パブリシティ活動による広報（知事会見・報道機関への資料提供等）</p> <p>(2) 県民と県とのコミュニケーションの機会を拡大し、寄せられた県民の声を県民サービスや施策等に反映させていくため、県民の声相談及びIT広聴事業等の手法により、県政に係る広聴活動を行う。</p> <p>①県政一般相談、さわやか提案箱等による広聴活動の実施 ②県民の声データベースシステムによる情報の共有化と発信 ③みえ出前トークの実施 ④IT広聴事業（e-モニター）の実施</p> <p>(3) 県の広聴広報体制の充実及び職員の広聴広報活動の実効性向上にかかる総合調整を行う。</p> <p>県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行う。</p> <p>職員研修の充実を図りながら、情報公開制度の的確な運用に努める。</p> <p>職員の的確な対応を確保するための研修の充実を図りながら、個人情報保護制度の適正な運用に努める。</p>

項 目	概 要
<p>【統計課】 課長 富永 康之 Tel 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務について</p> <p>2 統計情報の分析と提供について</p>	<p>国勢調査、労働力調査、小売物価統計調査などの統計調査等を実施する。</p> <p>(1) 国委託の統計調査事務等</p> <p>① 総務省委託事業</p> <p>a 国勢調査</p> <p>b 労働力調査（毎月調査）</p> <p>c 小売物価統計調査（毎月調査）</p> <p>d 家計調査（毎月調査）</p> <p>e 個人企業経済調査（四半期調査）</p> <p>② 経済産業省委託事業</p> <p>a 工業動態統計調査（毎月調査）</p> <p>b 商業動態統計調査（毎月調査）</p> <p>③ 文部科学省委託事業</p> <p>a 学校基本調査（毎年調査）</p> <p>b 学校保健統計調査（毎年調査）</p> <p>④ 厚生労働省委託事業</p> <p>a 毎月勤労統計調査</p> <p>ア 第一種・第二種事業所調査（毎月調査）</p> <p>イ 特別調査（毎年調査）</p> <p>(2) 県単独の統計調査事務等</p> <p>① 人口推計調査（毎月調査）</p> <p>② 県小売物価統計調査（毎月調査）</p> <p>③ 三重県生産動態統計調査（毎月調査）</p> <p>政策立案等の基礎資料とするため、統計の分析調査を行うとともに、県民にわかりやすく統計情報の提供を行う。</p> <p>(1) 統計分析調査</p> <p>① 三重県景気動向指数の作成（毎月）</p> <p>② 「三重県内経済情勢」の作成（毎月）</p> <p>③ 産業連関表作成（5年毎公表）</p> <p>④ 経済分析のノウハウを活用し、県・市町への統計分析の支援</p>

項 目	概 要
<p>統計利活用監 下里 真志 TEL 059-224-3051</p> <p>1 統計の利活用促進に関する ことについて</p> <p>【東京事務所】 所長 真伏 利典 TEL 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・中央省 庁等との連絡調整・ 情報収集及び情報 の発信について</p>	<p>(2) 県民経済計算（毎年）</p> <p>① 三重県民経済計算 平成 25 年度確報推計、平成 26 年度速報推計</p> <p>② 市町民経済計算 平成 25 年度推計</p> <p>(3) 統計情報編集 統計書、県勢要覧、各種統計調査結果を個別に集録した統計資料、 分析した統計データを編集し、インターネット及び刊行物で提供す る。</p> <p>(4) 統計利用普及促進 統計グラフコンクールの実施、統計データ利用促進パンフレットの 作成・配布による統計情報の利用促進の拡大をはかる。</p> <p>(5) 「みえ Data Box」の運用管理 三重の統計情報「みえ Data Box」の運用管理により、県民が利活用 しやすいよう統計データを一元管理し、インターネットで公開する。</p> <p>統計の利活用促進に関する ことを行う。</p> <p>県の政策・施策の推進・実現化をサポートするため、国会議員・中央省 庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏におい て三重県の情報を発信する。</p>

戦略企画雇用経済常任委員会（所管事項説明）資料
目 次

◎所管事項

1	「みえ県民力ビジョン」の推進について	1
2	「三重県人口ビジョン（仮称）」及び 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」について	5
3	「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」について	7
4	みえ県民意識調査について	9
5	ひとづくり政策の推進について	11
6	地方分権改革について	13
7	広域連携について	27
8	広聴広報について	29
9	統計調査について	31
10	情報公開・個人情報保護について	33
11	社会保障・税番号（マイナンバー）制度について	35
12	戦後70周年記念事業について	39

<別添資料>

- 別添資料1 三重県人口ビジョン（仮称）骨子案
- 別添資料2 三重県の将来人口に関するシュミレーション結果
- 別添資料3 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）骨子案
- 別添資料4 三重県国土強靱化地域計画（仮称）中間案
- 別添資料5 第4回三重県民意識調査 集計結果（概要）

平成27年5月26日

戦略企画部

1 「みえ県民力ビジョン」の推進について

1 進行管理の基本的な考え方

「みえ県民力ビジョン」の推進にあたっては、平成25年4月から本格運用した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めています。

平成27年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に進めていきます。

みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)

※ みえ成果向上サイクルは、「みえ県民力ビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、次年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

- | | | |
|-----------|----|--|
| P (Plan) | 計画 | 長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。「経営方針」は、知事と部局長等の協議の場である「秋の政策協議」を経て策定します。 |
| D (Do) | 実行 | 部局長、副部長、次長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定め、各所属組織において、「経営方針」を具体的に展開します。 |
| C (Check) | 評価 | 計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。 |
| A (Act) | 改善 | 評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「春の政策協議」を経て、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。 |

2 県民の幸福実感の把握

「みえ県民力ビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざしていることから、施策における「県民指標」に加えて、政策分野ごとの16の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めます。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで毎年把握します。

3 新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議の開催

「選択・集中プログラム」のうち、「新しい豊かさ協創プロジェクト」については、県民の皆さんの持つさまざまな力を結集して推進していくため、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を5つのプロジェクトごとに設置しています。

推進会議では、プロジェクトの進捗状況を委員の皆さんと共に確認し、推進するにあたっての課題やその解決策について、現場での実践経験等による意見を踏まえて議論することにより、よりよい取組につなげています。また、推進会議の主な意見については、成果レポートに反映することとしています。

平成26年度は、5つのプロジェクトで延べ12回の推進会議を開催しました。

4 年間スケジュール（案）

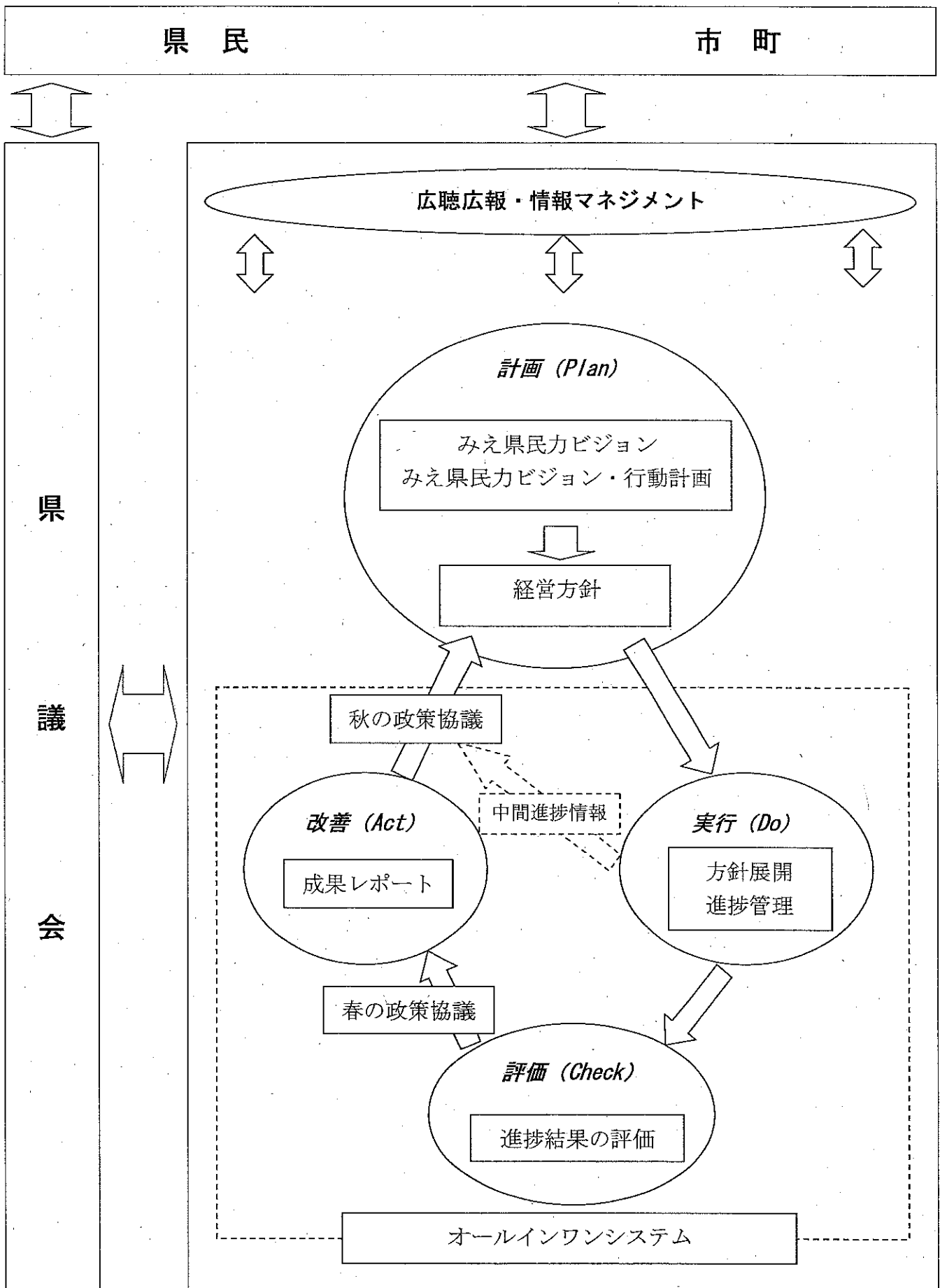
平成27年	4月	「平成27年度三重県経営方針（暫定版）」の公表 「春の政策協議」（実施済み）
	6月	「平成27年度三重県経営方針」の公表 「平成27年版成果レポート（案）」の公表
	7月～3月	「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」の開催
	9月	「秋の政策協議」の実施
	10月	「平成28年度三重県経営方針（案）」の公表

5 次期行動計画の策定について

現行の「みえ県民力ビジョン・行動計画」が、平成27年度で終了するため、次期行動計画を今年度中に策定します。

(参考)

みえ成果向上サイクル (スマートサイクル) のイメージ図



2 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」について

1 経緯及び策定の取組

- 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に、国・地方を挙げて取り組むため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」制定され、12月に国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。
- それに基づき、三重県でも県版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定を進めることとし、平成27年1月に知事を本部長とする「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」を立ち上げ、3月までに3回開催しました。
- また、幅広い関係者の方から意見をいただくため、住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアの代表者等で構成する「三重県地方創生会議」を平成27年3月に立ち上げ、第1回会議を同23日に開催しました。
- 平成27年3月には「三重県人口ビジョン（仮称）」骨子案及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」骨子案を、県議会全員協議会においてご説明したところです。

2 「三重県人口ビジョン（仮称）」について

- 「三重県人口ビジョン（仮称）」は、三重県における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望（2060年）を提示するものです。
- 「三重県人口ビジョン（仮称）」骨子案では、人口の現状分析として、人口動向に関する分析結果と、国立社会保障・人口問題研究所及び日本創成会議の将来推計人口を示しています。
- また、「三重県の将来人口のベース推計とシミュレーション結果」において、人口の将来展望を検討する際のたたき台となる8つのシナリオに基づいたシミュレーション結果を示しています。

3 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」について

○「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」は、人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。

○「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」骨子案では、人口ビジョンを踏まえ、めざす姿を「希望がかない、選ばれる三重」を掲げ、基本的な取組方向及び取組項目（例）を示しています。

自然減対策と社会減対策を両輪として人口減少に立ち向かうこととし、自然減対策は「みえ子どもスマイルプラン」に基づきライフステージ（子ども・思春期、若者／結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに取組を進めるとともに、社会減対策はライフシーン（学ぶ、働く、暮らす）ごとに課題を掘り下げ、対策を検討していきます。

4 今後のスケジュール

○「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の中間案を6月にお示しします。

○6月に示した中間案での議論、パブリックコメントを経て、内容を精査し、最終案を9月頃にお示しします。

3 「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」について

1 策定の状況

- 平成 25 年 12 月に施行された国土強靱化基本法に基づき、国においては、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記）を閣議決定し、強靱な国づくりを進めています。

また、地方公共団体における国土強靱化計画の策定指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）もあわせて策定されました。

- 三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、ガイドラインを参考に、平成 27 年 6 月を目途に「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」（以下、「県の地域計画」と表記）を策定することとし、平成 26 年 3 月 5 日、県議会常任委員会に中間案を提示しました。

2 基本的考え方

- 県の地域計画は、概ね 10 年先を見据え、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとします。また、必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ内容を見直すこととします。
- 県の地域計画の策定にあたっては、国の基本計画やガイドラインを参考にします。
- 対象リスクは、国の基本計画と同様、大規模自然災害とします。このため、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にします。
- 毎年度、取組の進捗を把握して、翌年度の取組に反映します。

3 計画の推進と不断の見直し

- 毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映します。
- 必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ、内容を見直します。

4 今後の予定

- 平成 27 年 6 月 県議会常任委員会に最終案を提示。その後、策定・公表。

4 みえ県民意識調査について

1 調査の目的

県では、「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げています。このことから、県民の「幸福実感」を把握し、県政運営に活用するため、一万人の県民の皆さんを対象に、「幸福感」についての意識や、地域や社会の状況についての実感などを項目とする「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。

本年1月から2月にかけて実施した「第4回みえ県民意識調査」の概要は次のとおりです。

2 第4回調査の概要

(1) 調査期間

平成27年1月～平成27年2月

(2) 調査対象

県内に居住する20歳以上の男女10,000人に対する郵送アンケート

(3) 有効回答数

5,444人（有効回答率 54.4%）

(4) 調査項目

（第1回調査からの継続項目）

- ・ 幸福感
- ・ 地域や社会の状況についての実感

（新たに設定、見直しをした項目）

- ・ ご家族に関すること
- ・ 仕事や収入に関すること
- ・ お住まいの地域に関すること

(5) 集計結果の主な内容

別紙のとおりです。

3 結果の活用等について

(1) これまでの3回の調査については、詳細に分析した内容をレポートとしてとりまとめのうえ、少子化対策などの政策議論の際の参考としてきたところです。

(2) 第4回調査のデータについても、専門家の助言も得ながら分析を行い、秋を目途にレポートを公表する予定です。集計結果や分析の内容が、「次期行動計画」や「成果レポート」の作成、「三重県経営方針」の策定及び当初予算議論の際の参考資料等として活用されるよう、努めてまいります。

5 ひとづくり政策の推進について

1 概要

本年度から、戦略企画部が、各部局のひとづくりにかかる施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進する「ひとづくり政策の総合調整」機能を担うこととなった。

2 総合調整する「ひとづくり政策」の範囲

(1) 教育の充実に関するすべての施策

教育委員会の所管する教育施策に加え、就学前教育、高等教育、家庭教育、生涯学習、私学振興に関する施策

(2) 産業振興、地域振興を目的とした人材育成の施策

産業人材、防災人材などの育成に関する施策

(3) ひとづくりにかかる環境整備・改善に関する施策

子どもの貧困対策、子育て支援等に関する施策

3 総合調整にかかる取組方針

(1) 全体方針の決定

ひとづくり政策全体の方向性を決定する。

(2) 政策の進捗推進

ひとづくり政策にかかる進捗管理を行うとともに、問題がある場合にはその解決に向け、担当部とともに対策を検討する。

(3) 全体最適の確保

各部局が進めるひとづくり施策の連続性、整合性、効率性等に目を配り、政策全体としての最適性を確保する。

(4) 総合政策による効果拡大

施策の重点化や各施策の連動性のコーディネート等により、政策効果の拡大を図る。

(5) 新しい視点、見過ごされていた角度からの検討・提案

時代の動きを見据えた新しい視点や、従来あまり着目されていなかった角度から取組を検討し、先駆性のある施策を提案する。

4 総合調整にかかる推進体制

(1) 戦略企画部内体制

- ①総合調整の中核的機能はひとつづくり政策総括監及び戦略企画総務課が担う。
- ②個別施策に関する各部との調整・進捗管理・情報収集は企画課の部担当職員を通じて行う。

(2) 庁内体制

ひとつづくり政策の全庁的な推進・総合調整を図るため、関係各部で構成する「ひとつづくり政策推進会議」を設置する。

《構成員となる部》

戦略企画部、健康福祉部、環境生活部、
地域連携部、雇用経済部、教育委員会
(議題に応じ上記以外の関係部にも随時出席を要請)

5 戦略企画部が直接所管するひとつづくり政策

(1) 高等教育機関の充実・連携

学生の確保、県内就職、地域貢献等に向けた県内高等教育機関による魅力向上・差別化の取組を支援するとともに、県内高等教育機関相互及び県内高等教育機関と地域との連携を促進する。

(2) 総合教育会議

知事と教育委員会が、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むため、総合教育会議を開催する。

6 地方分権改革について

1 現状

平成19年4月に「地方分権改革推進委員会（委員長：丹羽宇一郎氏）」が設置され、以降4次にわたり、基礎自治体への権限移譲、出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの勧告が行われました。

これらの勧告を受けて、第1次から第4次までの地方分権一括法が制定され、地方公共団体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが進んだほか、国と地方の協議の場に関する法が制定されました。

平成26年6月に、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」が取りまとめられ、今後は、地方の発意と多様性を重視した改革を推進するため、地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る「提案募集方式」や、希望する自治体に選択的に権限を移譲する「手挙げ方式」が導入されることとなりました。

また、農地転用に係る許可権限について、地方六団体で設置した「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」で議論を進め、平成26年7月に報告書「農地制度のあり方について」を取りまとめ、国に対し提言を行いましたところ、平成27年1月に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、4ヘクタール以下の農地転用の許可権限は、都道府県知事及び大臣の指定する市町村長に移譲することとされました。

農地転用に係る許可権限を含む地方からの提案については、国の地方分権改革有識者会議で審議・調整が行われ、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しに関する19の法律を一括して改正する第5次地方分権一括法案として取りまとめられ、国会に提出されました。

2 今後の県の対応方針

現在、国会に提出されている第5次地方分権一括法案の審議状況を注視し、成立した際には的確に対応できるようにしていきます。

また、地方分権がより一層進むよう、今後も引き続き、政府の地方分権改革推進本部等の動向を把握し、全国知事会や近隣府県等と連携して地方分権改革に向けた提言や働きかけを積極的に行っていきます。

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(概要)～

平成26年6月
地方分権改革有識者会議

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

- －国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- －時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- －機関委任事務制度の廃止
- －国の関与の基本ルール確立

法的な自主自立性の拡大

- －自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- －地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

- －個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- －地方からの「提案募集方式」の導入
- －政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- －連携と補完によるネットワークの活用
- －「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- －自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- －住民の理解と参加の促進

改革の「総括」 ～地方分権の基盤の確立～

第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルール確立

第2次分権改革(H19～):数多くの具体的な改革を実現(地方に対する権限移譲、規制緩和等)

権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

今後の「展望」 ～新しいステージの改革の取組～

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 地方に対する規制緩和の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

改革の進め方

1 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る方式

2 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式

3 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現を図る体制

4 効果的な情報発信

- ・ SNSの活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウムの新規開催など

今後地方に期待すること

1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化

第5次地方分権一括法案

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23. 4成立）— 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23. 8成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25. 6成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26. 5成立）— 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律)

A 国から地方公共団体

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲

〔農地法〕

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

【3頁参照】

〔中小企業新事業活動促進法〕

- 特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲

〔中小企業経営承継円滑化法〕

〔租税特別措置法〕

- 事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲

〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕

- 使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲

B 都道府県から指定都市等

〔学校教育法〕

- 指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲

〔毒物及び劇物取締法〕

- 特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲

〔医薬品医療機器法〕

- 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲

〔火薬類取締法〕

- 火薬類の製造許可等を指定都市に移譲

〔高圧ガス保安法〕

- 高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲

II 義務付け・枠付けの見直し等(8法律)

〔精神保健福祉法〕

- 精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長

〔認定こども園法〕

- 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

〔特定農山村法〕

- 基盤整備計画に係る知事同意協議(一部)の協議への見直し

〔採石法〕

〔砂利採取法〕

- 事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加

〔建築基準法〕

- 市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し
- 建築審査会委員の任期の条例委任

〔都市計画法〕

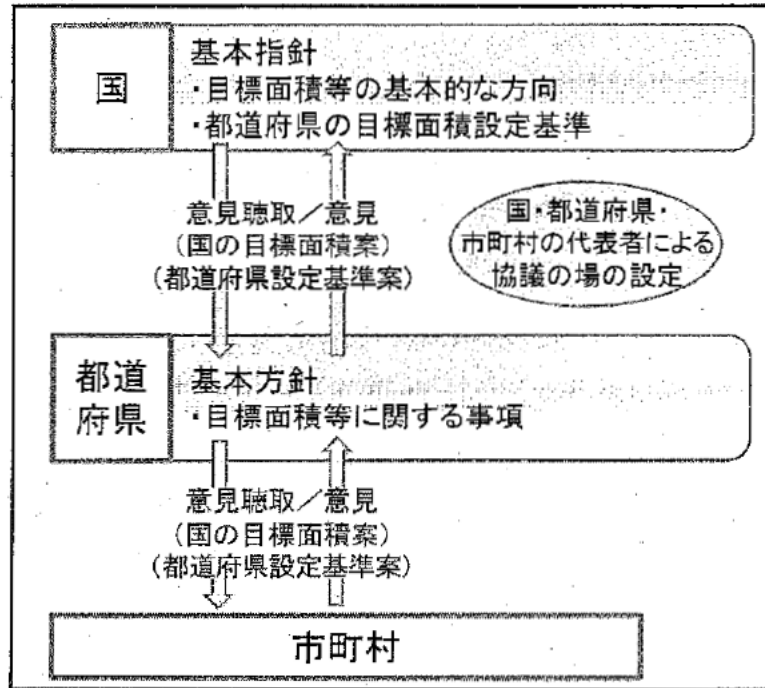
- 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画) → **市町村の意見聴取手続きの創設** など
- 上記のほか、「対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあつては、当該指定市町村)に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲
- 上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



	現行制度	改正後
4ha超	国	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 指定市町村
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

Ⅰ-A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)

医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可(麻薬及び向精神薬取締法)

医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可を国(地方厚生局)から都道府県に移譲し、地域医療を担う都道府県において、薬局の麻薬小売業者免許と譲渡許可をワンストップで取り扱うことにより、譲渡許可の取得が促進され、医療用麻薬を活用したがん患者に対する在宅緩和ケア体制が充実する。

権限	国	都道府県
麻薬小売業者の免許		○
医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可	○ →	

エンジェル税制に関する確認(中小企業新事業活動促進法)

創業後間もないベンチャー企業に個人投資家が投資した際に適用される税制優遇制度(エンジェル税制)※1について、対象企業※2に投資が行われたことの確認事務を国(経済産業局)から都道府県に移譲することにより、都道府県の中小企業支援策との一体的実施が図られる。

※1 投資額を課税所得や株式譲渡益から控除できる制度

※2 中小企業者であること、新事業活動従事者・研究者・研究費用等が一定以上であること など

権限	国	都道府県
特定新規中小企業者の確認	○ →	

事業承継の支援措置に係る認定等(中小企業経営承継円滑化法及び租税特別措置法)

中小企業の後継者が事業を承継するに当たっての特例制度(事業承継税制)※1について、その適用※2を受けるための認定等の事務を国(経済産業局)から都道府県に移譲することにより、都道府県の中小企業支援策との一体的実施が図られる。

※1 後継者が取得した株式に係る相続税・贈与税の納税が猶予される制度

※2 中小企業者であること、上場会社に該当しないこと など

権限	国	都道府県
事業承継の支援措置に係る認定等	○ →	

改正内容)

I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等
(特定特殊自動車排出ガス規制法)

特定特殊自動車※の使用者に対する技術基準適合命令等について、国(地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所等)から使用現場に近い都道府県へ移譲することで、指導監督体制の充実に資する。

※ 公道を走行しない特殊な構造の自動車(油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、コンバイン等)

権限	国	都道府県
特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等	○ →	

I - B 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可(学校教育法)

指定都市立の特別支援学校の設置等における都道府県教育委員会の認可を廃止し、事前届出とすることで、指定都市による特別支援学校の設置手続きが迅速化される。

※ 指定都市立の高等学校等の設置等に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次地方分権一括法により廃止し、事前届出とされている

権限	都道府県	指定都市
指定都市立高等学校等の設置等認可		○
指定都市立特別支援学校の設置等認可	○ →	

特定毒物研究者の許可等(毒物及び劇物取締法)

都道府県が行っている特定毒物研究者※の許可等について、指定都市に移譲することで、指定都市が行っている毒物又は劇物の販売業の登録、立入検査等と一体的に指導監督を行うことができるようになる。

※ 学術研究のため特定毒物(毒物のうち著しい毒性を有するもの)を製造・使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者

権限	都道府県	指定都市
毒物又は劇物の販売業の登録、立入検査等		○
特定毒物研究者の許可等	○ →	

改正内容④

I-B 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

高度管理医療機器(ペースメーカー等)販売業等の許可については、都道府県から保健所設置市及び特別区に移譲されているが、営業所管理者が複数の営業所を兼務する場合の許可についても同様に移譲することで、事業者の負担を軽減するとともに、事業者に対する一体的な指導監督を可能とする。

権限	都道府県	保健所設置市等
販売業等の許可		○
営業所管理者の兼務許可	○ →	→

火薬類の製造許可等(火薬類取締法)

都道府県が行っている火薬類※の製造許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

※ 火薬、爆薬、火工品(信管、導火線等)

権限	都道府県	指定都市
危険物の保安業務		○
火薬類の製造許可等	○ →	→

高圧ガスの製造許可等(高圧ガス保安法)

都道府県が行っている高圧ガスの製造※許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

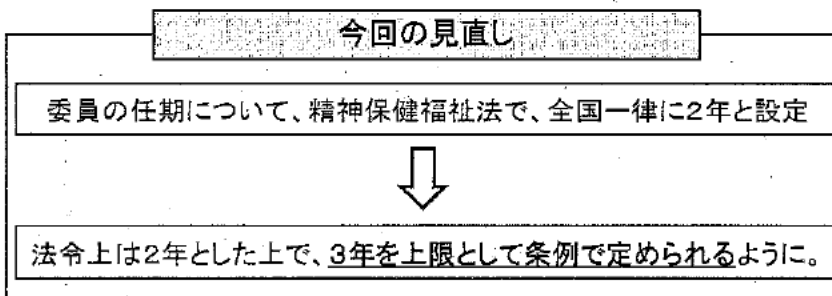
※ ガスを圧縮しボンベに充填するなどの処理を行うこと

権限	都道府県	指定都市
危険物の保安業務		○
高圧ガスの製造許可等	○ →	→

II 義務付け・枠付けの見直し等

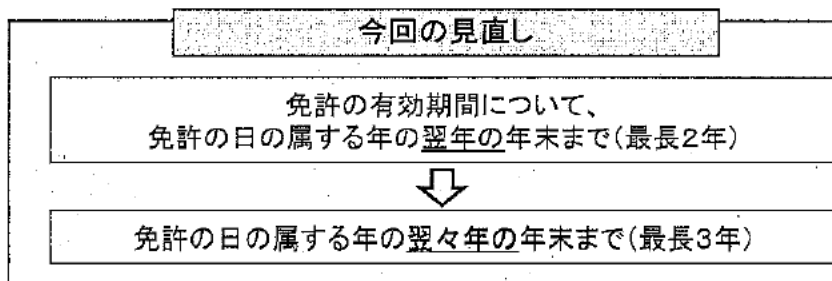
精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に (精神保健福祉法)

精神医療審査会委員の任期を、法令上は2年とした上で、3年を上限として条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の实情に応じた精神医療審査会の運営に資する。



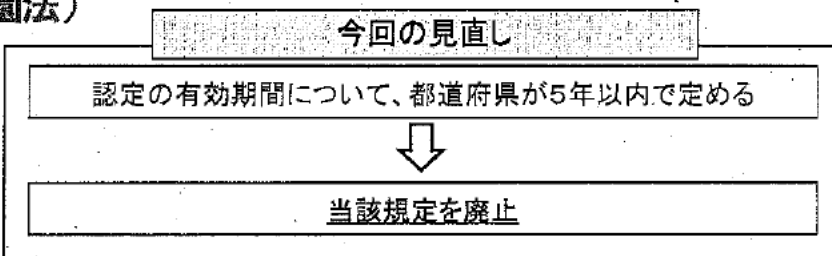
麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長 (麻薬及び向精神薬取締法)

麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長することにより、地方公共団体の事務処理を効率化し、麻薬取扱施設への立入検査の強化につなげるなど、指導監督体制の充実・強化に資する。



保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(認定こども園法)

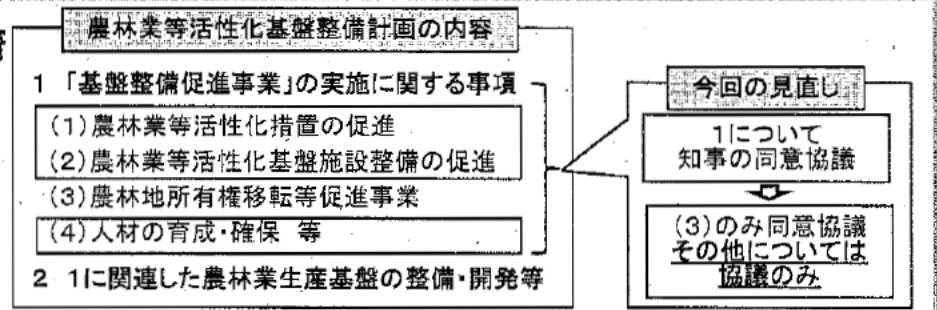
子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見通しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する。



II 義務付け・枠付けの見直し等

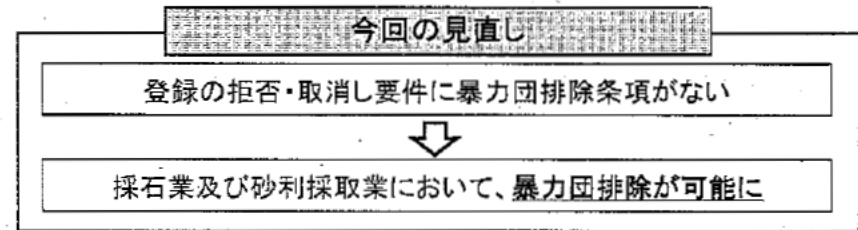
農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止(特定農山村法)

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画を作成又は変更する際、農林地所有権移転等促進事業に係る事項以外は都道府県知事の同意を要しない協議とすることにより、地域の自主性を活かした機動的な農林業の活性化に資する。



事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加(採石法及び砂利採取法)

現行法には暴力団排除条項がなく、登録要件を満たしていれば暴力団関係者の登録を拒否できず、登録業者が暴力団関係者であることが判明した場合にも取り消すことができないが、今回の見直しにより、暴力団の排除が可能になり、「世界一安全な日本」の創造に寄与する。



II 義務付け・枠付けの見直し等

市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し(建築基準法)

市町村が建築主事を設置しようとする際、都道府県知事との協議のみで建築主事を設置できるようになり、市町村による自主的な建築行政への取組に資する。

今回の見直し

市町村が建築主事を設置する際、知事の同意協議が必要



同意が不要となり、協議のみで設置できるように

建築審査会委員の任期の条例委任(建築基準法)

建築審査会委員の任期を、法令の基準を参酌し、条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の実情に応じた建築審査会の運営に資する。

今回の見直し

委員の任期について、建築基準法で、全国一律に2年と設定



法令の基準を参酌し、独自に条例で定められるように

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し(都市計画法)

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議について、協議の対象となる都市計画を農用地区域等が含まれる場合に限定することにより、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

今回の見直し

区域区分の都市計画決定は、一律に農林水産大臣協議が必要



農林水産大臣協議の対象範囲を農用地区域等が含まれる場合に限定

7 広域連携について

1 現状

人々の生活や経済活動が県域を越えて拡大する中で、県単独で解決することが難しい課題が増えてきていることから、県境を越える広域的な課題の解決に向けて、他府県等と連携した取組を進めています。

(1) 中部圏における取組

「中部圏知事会」や「東海三県一市連絡協議会（東海三県一市知事市長会議）」等に参画し、交流・連携を進めています。

平成26年6月および10月に開催された中部圏知事会議では、大学との連携による地域課題の解決について意見交換を行ったほか、国際・広域観光について意見交換を行い、「中部圏における国際・広域観光の振興に関する宣言」をとりまとめました。

また、伊勢湾の再生や保全に向け、国等関係機関との連携組織である「伊勢湾再生推進会議」に参画するとともに、東海三県一市で構成する「伊勢湾総合対策協議会」内に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、流木や生活ごみの海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動や発生抑制に取り組んでいます。

(2) 近畿圏における取組

近畿圏との交流・連携を深めるため、「近畿ブロック知事会」に参画しています。

平成26年5月および10月に開催された近畿ブロック知事会議では、「広域的な交通のリダンダンシーの確保」や「老朽化する道路インフラのメンテナンス体制の確立」、「地方創生に向けた若者の県内定着への取組に関する支援」、「『地方目線』の少子化対策」等について協議を行い、これらの項目を国に提言していくこととしました。

また、関西地域振興財団を通じて、国際観光や文化振興、情報発信などの官民連携事業に取り組んでいます。

(3) 紀伊半島における取組

紀伊半島地域に属する三重、奈良、和歌山の三県で、「紀伊半島振興対策協議会（紀伊半島知事会議）」を設立し、紀伊半島の振興と活性化を図るため、連携事業に取り組んでいます。

平成26年7月に開催された知事会議では、紀伊半島大水害からの復興を進めるため、近畿自動車道の整備推進や熊野川の一元的な管理による総合的な治水対策を国に要望していくこととしたほか、紀伊半島のさらなる魅力発信と誘客を図るイベントに連携して取り組むとともに、熊野古道の保全のあり方について情報交換していくこととしました。

(4) 自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

平成 23 年度から、13 県知事で構成する「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に参加し、地方分権・分散の発想の下、地方同士の相互ネットワークによる政策提案、共同研究などの活動を進め、国等への政策提言を行っています。

平成 26 年 7 月に志摩市内で開催した知事会合では、地方の活性化につながる人口減少対策について議論を行い、各県からの提言を取りまとめた「自立と分散による地方創生を目指す緊急提言アピール」を採択し、その内容について、菅内閣官房長官等に対して提言を行った結果、国の策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に企業の地方移転の促進等が盛り込まれることとなりました。

※参加 13 県…青森県、山形県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県

(5) 日本創生のための将来世代応援知事同盟

平成 27 年 4 月、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変え、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が同盟し、地方創生のため行動することをコンセプトに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が発足しました。

4 月 20 日に行われた立ち上げ式では、設立趣旨の説明後、岡山県でのサミット会合の開催や国に対する政策提言の実施について合意されました。

※参加 12 県…宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

(6) 二県知事懇談会

多様化する政策課題の解決につなげるため、平成 24 年度から共通課題を有する知事と二者で懇談会を開催しています。

平成 24 年度は、島根県知事、岐阜県知事、北海道知事と、25 年度は、長野県知事、広島県知事、島根県知事と、また、26 年度は、岐阜県知事、広島県知事、長野県知事と懇談し、観光振興、産業振興等の連携事業に取り組むこととしました。

2 今後の県の取組方針

今後も引き続き、他府県等との連携を強化し、県境を越える広域的な課題の解決に向けて効果的な取組を進めていきます。

8 広聴広報について

1 基本的な考え方

ICTの普及拡大による広報媒体・コミュニケーション構造の多様化や、人や企業の誘致、定住促進など、激化する地域間競争に対応していくためには、コミュニケーション機能を強化し、必要とするターゲットへ情報を確実に届けて、政策効果を最大限まで高める広聴広報活動が不可欠です。

そこで、平成26年度に「三重県広聴広報アクションプラン（以下、「アクションプラン」）」（期間：平成26～28年度）を策定し、「質」の高い情報発信と広聴機能の充実による「県民との接点の拡大と充実」に取り組み、本県に対する県民の皆さんの理解や共感、信頼を獲得し、長期にわたる強固な関係性を構築していきます。

2 平成26年度の広聴広報活動の概要

(1) 戦略的・計画的な広報活動の実施

①県広報紙「県政だより みえ」（毎月）

- データ放送（イベント情報を毎月10日、20日に更新）
- 紙媒体 本冊（公共施設約860ヶ所、民間施設約1,700ヶ所に設置）
自治会回覧用本冊及び要約版（15市町が回覧に協力）
新聞折込チラシ「みえだより」（年3回、各回約63万部発行）

②新聞

- 朝日、毎日、読売、産経、中日、伊勢（「広報みえ」9回）
- 伊勢（「全面広告」7回）

③テレビ

- 三重テレビ（「県政チャンネル 輝け！三重人」毎月第1～4金）
- 中京テレビ（県外向け情報発信番組 10月25日（土）ほか）
- 東海テレビ（県外向け情報発信番組 11月23日（日）ほか）

④ラジオ

- 東海ラジオ（「こんにちは三重県です」火・木、「三重県の窓」金）
- CBCラジオ（「こんにちは三重県です」木、「三重県の窓」土）
- FM三重（「三重県からのお知らせ」月～金、「こんにちは三重県です」火）

⑤インターネット（県ウェブサイト、ソーシャルメディア）

- 県ウェブサイトについては、平成28年4月のリニューアルに向け、ウェブシステムの抜本的な再構築に着手しています（作業期間：平成26～27年度）。
- 県ウェブサイト年間アクセス数（総ページ1,254万件、トップページ126万件）
- 各部局のソーシャルメディア活用（全29件、うち26年度新設6件）
※Twitter 10(1)、Facebook 15(3)、LINE 2、YouTube 1(1)、ブログ 1(1)

⑥情報発信名刺

- 4種類の名刺台紙 1,171,900枚印刷

⑦知事記者会見

- 定例会見23回、ぶら下がり会見78回

(2) 政策形成につながる広聴活動の実施

① 県民の声相談

○県ウェブサイトにて公開し、政策会議で経営幹部が共有した件数 440件

② IT広聴事業 (e-モニター) ○e-モニター数 1,176人 アンケート回数 14回

③ みえ出前トーク ○220テーマ・173回開催、県民参加数7,667人

④ みえの現場・すごいやんかトーク ○30回開催、県民参加数331人

(3) 職員の広聴広報力の向上

① 職員研修の開催 ○マーケティング専門家の講演 (2月9日 参加職員79名)

② イントラサイトの公開

○広聴広報課イントラサイトの公開 (3月16日公開 3月分アクセス4,687件)

3. アクションプランの推進に向けた平成27年度の重点取組

(1) 政策と広聴広報の一体的取組 (広聴広報課の総合調整機能の強化)

広聴広報課が部局の「ハブ」として政策 (事業) と広聴広報活動を一体的・戦略的に総合調整し、組織横断的にマネジメントします。

そのため、戦略広報アドバイザーとして外部専門家のノウハウを活用し、各部局の政策 (事業) の企画制作チェックや助言等を実施します (年間 150 本予定)。

(2) 戦略的なプロモーションの推進

本県の認知度向上・イメージアップを図るとともに、販路拡大や誘致 (誘客)、移住につなげていけるよう、本県に関する興味・関心を喚起するプロモーションサイトや訴求効果の高いクリエイティブ (映像・画像等) を制作し、その展開にあたっては、市町との連携など、関係者が一体となった取組を進めていきます。

(3) メディアの強化

① 「県政だより みえ」については、平成 28 年度からの、広報媒体のベストミックス (写真・図表やイラスト等のビジュアルに強い紙版では政策的内容を、速報性がありアクセスが容易なデータ放送版ではイベントやお知らせ情報の掲載を充実する等) による、より効果的・効率的な県政情報の発信に向けた準備を進めます。

② 県ウェブシステムの再構築では、システムの最適化とともに、より「質」の高い情報発信が実現できるよう、部局と連携した業務プロセスの確立に努めます。

③ 「記者に記事やニュースとして取り上げてもらうことにより県民の皆さんに正しく伝わること」を追求したプレスリリースの提供に努めます。

④ ターゲットを絞った事業評価が可能となる効果的な広聴ツールの導入や、ソーシャルメディアの効果的な活用を努めます。

(4) 職員の広聴広報力の向上

イントラネットの情報共有サイトやメールマガジンなどを活用して、積極的な庁内広報を展開し、広聴広報に関する職員の意識啓発や広聴広報力が向上するよう、職員一人ひとりの「自分事化」を促進します。

9 統計調査について

1 平成 27 年度に実施する統計調査

平成 27 年度に統計課で実施する統計調査は、次のとおりです。

(1) 国からの受託調査（()内は所管省庁）

① 毎月または 4 半期調査

(総務省) 労働力調査、小売物価統計調査、家計調査
個人企業経済調査

(経済産業省) 工業動態統計調査、商業動態統計調査

(厚生労働省) 毎月勤労統計調査

② 毎年調査

(文部科学省) 学校基本調査、学校保健統計調査

③ 5 年周期調査

(総務省) 国勢調査

※ 調査基準時：平成 27 年 10 月 1 日午前零時現在

調査対象：県内に常住するすべての世帯・人

今回からオンライン調査を全国展開

(2) 県単独調査

① 毎月調査

三重県生産動態統計調査、人口推計調査、三重県小売物価統計調査

2 統計情報の分析と提供

マクロ経済分析として、県景気動向指数や県内経済情勢、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成し、公表しています。

統計情報の提供として、統計書、県勢要覧、各種統計調査結果などの統計資料をインターネット及び刊行物で提供を行っています。

統計利用普及促進のため、統計グラフコンクールを実施するほか、統計データ利用促進パンフレットを作成・配布するなど統計情報の利用促進の拡大を図ります。

また、県民の皆さんが利活用しやすいよう、インターネット「みえ Data Box」において迅速な統計情報の提供を行っています。

さらに、「三重県民手帳」を発行し、統計の普及や調査への協力を促進します。

3 課題

統計調査を取り巻く環境は、個人情報保護意識の高まりや単身・共働き世帯の増加等に伴う調査訪問時不在世帯の増加などにより、年々正確な調査票の収集等が厳しい状況になっています。

また、調査員の確保と資質の向上にも取り組む必要があります。さらには、統計調査結果などの統計情報を利活用していただけるよう、普及啓発にも取り組んでいく必要があります。

4 今後の対応

今後とも、県民の皆さんへの周知や関係機関への協力要請を行うとともに、市町と緊密に連携して正確で円滑な統計調査実施に取り組んでいきます。

また、県民の皆さんが統計を身近に感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用が進められるよう、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行うとともに、統計の啓発を行っていきます。

10 情報公開・個人情報保護について

1 情報公開制度について

(1) 現状

情報公開制度が県民に浸透していく中で、大量請求や対象公文書の特定が困難な請求など情報公開制度の運営上大きな課題が生じたため、権利濫用禁止の規定の創設、開示を受けない者へのみなし規定の整備などの三重県情報公開条例の改正が行われ、平成21年4月1日から施行されています。

これまで、職員研修、規則等諸規程の見直し、開示請求事務の手引の改訂などを行い、各部局や関係機関等と連携を図りながら、円滑な制度運用に取り組んできました。その結果、条例の目的からかけ離れた過剰な請求や開示決定等を受けたにもかかわらず正当な理由なく開示を受けないなどの対応困難な事例は減少しています。

(2) 課題と今後の取組方向

引き続き、職員研修等を通じて、条例の主旨の徹底、規則等諸規程に基づく適正な事務執行を図り、情報公開制度の的確な運用に努めていきます。

(3) 運用状況

開示請求件数は、ここ数年横ばいで推移しています。

請求内容の主なものは、公共事業にかかる金額入り設計書、法人の決算関係書類、建築計画概要書、教員採用試験問題等です。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
開示請求件数	9,915	10,994	9,629	9,260	9,149
対前年増加率	—	10.9%	△12.4%	△3.8%	△1.2%
情報公開審査会 処理件数*	17	5	22	16	14
うち認容	1	1	2	5	3
うち一部認容	3	1	13	6	1
うち棄却	13	3	7	5	10

*公文書の非開示決定等に対し不服申立てがなされた場合は、実施機関が情報公開審査会に諮問し、調査・審議のうえ答申を行うこととなっています。

2 個人情報保護制度について

(1) 現状

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成14年度から「三重県個人情報保護条例」を施行しています。条例では、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しています。

また、個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行うほか、県内事業者や県民向けに個人情報保護法に関する説明会を開催するなど制度の周知啓発を図っているところです。

(2) 今後の取組方向

県においては、昨年度も個人情報の記載された文書の誤送付や個人情報の入ったUSBメモリの紛失、インターネットメールアドレスの第三者への流出等の個人情報の漏えい事案が発生していることから、引き続き、職員研修等を通じて、個人情報保護制度の周知や危機管理意識の更なる醸成を図り、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止に努めていきます。

(3) 運用状況

開示請求件数は、ここ数年横ばいで推移しています。

請求内容の主なものは、運転免許試験や高校入試等の試験結果に関するものです。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
開示請求件数	19,084	17,337	18,667	18,789	18,389
対前年増加率	—	△9.2%	7.7%	0.7%	△2.1%
うち試験結果	18,977	17,444	18,368	18,450	18,003
うち試験結果以外	107	193	299	339	386
個人情報保護 審査会 処理件数*	16	8	1	3	0
うち認容	3	0	0	0	0
うち一部認容	0	1	0	0	0
うち棄却	13	7	1	3	0

*保有個人情報の非開示決定等に対し不服申立てがなされた場合は、実施機関が個人情報保護審査会に諮問し、調査・審議のうえ答申を行うこととなっています。

1 1 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

1 制度の概要

(1) 趣旨

社会保障・税番号制度は、複数機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であると確認するための基盤であり、導入により、社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性の向上、行政事務の効率化などの効果が期待されます。

根拠法として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）が平成 25 年 5 月に公布されています。

(2) 仕組み

① 「個人番号」の指定等

住民票を有するすべての個人に対して「個人番号」（12 桁）が指定され、市町村から本人に対して「通知カード」により個人番号が通知（平成 27 年 10 月 5 日～）されます。

なお、希望者については、申請により「個人番号カード」が交付（平成 28 年 1 月 1 日～）され、同カードは身分証明書としても利用できます。

② 「情報連携」の実施

複数機関（国、地方公共団体等）で、同一人の情報かどうかを確認できる全国的な情報提供ネットワークシステムが構築されます。（地方公共団体の情報連携開始：平成 29 年 7 月を予定）

これにより、従来、必要であった添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化されます。

(3) 個人情報の保護

番号法では、個人番号を内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）について、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされており、制度面・システム面において、様々な措置がなされています。

- 制度面：特定個人情報保護評価制度の導入、国に第三者委員会（特定個人情報保護委員会）を設置、罰則の強化など
- システム面：個人情報の分散管理、個人番号を直接使わず「符号」による情報連携、通信の暗号化など

2 本県の対応

番号制度の導入による県業務への影響は多岐にわたり、これまでも全庁的に対応しているところですが、個人番号の利用が開始される平成 28 年 1 月に向けて、引き続き、戦略企画部が進捗管理を図っていきます。

これまでに、制度導入に伴う県の事務への影響（対象事務の確認、システム改修の必要性など）について、庁内各課への調査・ヒアリングにより、把握してきたところであり、県の対応が必要となる主な業務については、次のとおりです。

(1) 個人番号の利用

制度全般のスケジュールに合わせて、条例制定、システム改修等が必要となります。なお、システム等の整備については、既に平成 26 年度から一部着手していますが、概ね今年度を実施します。

① 団体内での個人番号を利用する情報の相互利用のための条例制定

(平成 27 年 6 月定例会月会議に条例案提出予定)

番号法では、地方公共団体の事務のうち、次の場合に個人番号を利用できるとされており、イ、ウの場合には条例で定めることが必要となります。

ア 法定事務の範囲内での利用（例えば、生活保護事務の範囲内）

イ 法定事務間の団体内での情報相互利用

(例えば、生活保護受給資格の審査のため、特別児童扶養手当の支給情報を利用)

ウ 団体独自の利用及び団体内での情報相互利用

(社会保障、地方税、災害対策分野及びそれらに類する事務に限られる)

○ 法定事務間の団体内情報相互利用（上記イ）を実施するため、新規に条例を制定することを予定しています。

○ 県独自の利用（上記ウ）については、利便性向上などの大きなメリットが見込めず、制度開始時点では予定していませんが、国での利用範囲拡大の検討状況等も踏まえ、継続的に検討していきます。

② 必要となるシステム等の整備

○ 各関係システムが保有する特定個人情報を利用する団体独自の「宛名番号」により管理するためのシステム（団体内統合宛名システム）

○ 国が構築する情報提供ネットワークシステムに接続する中間サーバー

○ 各部局が所管する関係システム（地方税、社会保障関係等）

(2) 特定個人情報の保護

特定個人情報の適正な保護については、特定個人情報保護評価を実施するとともに、番号法との整合を図るための条例改正等を行います。

① 特定個人情報保護評価の実施（平成 26 年 12 月定例会で第三者点検実施のために三重県個人情報保護条例一部改正）

番号法では、個人番号を内容に含む個人情報ファイルを保有する際には、原則として「特定個人情報保護評価」を実施することが義務付けられています。

○ 評価は、対象人数等により「全項目評価」、「重点項目評価」、「基礎項目評価」の 3 種類に分類されており、県の関係事務について、どの評価に該当するか整理しています。

○ 全項目評価が必要な 2 つの事務（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務、県税の賦課徴収事務）については、いずれも、評価書を作成の上、パブリックコメントを実施済みであり、今後、三重県個人情報保護審査会による第三者点検を経て、国の機関である「特定個人情報保護委員会」に提出し、公表する予定です。

○ 重点項目評価、基礎項目評価の対象事務についても、評価書の作成、特定個人情報保護委員会への提出、公表の手続きを順次、進めていきます。

② 三重県個人情報保護条例の一部改正

（平成 27 年 6 月定例会で条例改正案提出予定）

番号法との整合を図るため、現行の個人情報保護条例に、特定個人情報の保護に関する規定を新たに追加することを予定しています。

○ 「特定個人情報」などの用語について、番号法と同様の定義を行います。

○ 「特定個人情報」の利用及び提供の制限、開示等の請求等について、番号法の規定に従って改正します。

(3) 県民への周知、市町支援等

○ 平成 27 年度中に、個人番号の利用が開始されることから、今後、国や市町、経済団体等と連携し、県民や民間事業者への周知（説明会の開催、広報紙や各種媒体を活用した広報等）を本格化させます。

○ 市町に対しては、国等からの情報を整理しての情報提供・相談、市町職員向け研修の実施、補助金事務（補助メニューにより、戦略企画部、健康福祉部、地域連携部で分担）等により、円滑に番号制度が導入できるよう、支援に努めています。

【参考】主なスケジュール

年度	国等	県
H25 (2013)	<p>【5月】番号法成立・公布</p> <p>【1月】特定個人情報保護委員会発足</p>	
H26 (2014)	<p>情報</p>	<p>県業務への影響調査</p> <p>【12月】 ○個人情報保護条例改正</p> <p>特定個人情報保護評価実施</p> <p>情報</p>
H27 (2015)	<p>システム</p> <p>【10月】個人番号通知 (通知カード送付) 個人番号カード 申請受付開始</p> <p>【1月】個人番号利用開始、 個人番号カード交付</p> <p>整備</p>	<p>システム</p> <p>【6月】 ○団体内情報相互利用 のための条例制定 ○個人情報保護条例改正 (順次、事務フロー見直し規則等改正)</p> <p>整備 改修</p>
H28 (2016)	<p>【7月】国と地方公共団体との情報連携テスト開始</p> <p>【1月】(国の機関間)情報連携開始 マイナポータル運用開始</p>	
H29 (2017)	<p>【7月】国と地方公共団体との情報連携開始</p>	

12 戦後70周年記念事業について

1 事業の目的

先の大戦の終戦から長い年月が過ぎ去り、三重県における戦後生まれの人の割合が8割となりました。また、戦争を実際に経験された方々の高齢化も進み、戦争を実体験として語り継いでいくことが年々難しくなり、戦争の悲惨な実態と教訓の風化が懸念されます。

これらのことから、戦争の実態、悲惨さの理解を通じて、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考えていただく機会として、市町や民間団体等の様々な主体と連携を図りながら、戦後70周年(及び三重の塔50周年)という節目の年にあたり、記念事業を実施します。

(参考) 社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」 都道府県別将来推計人口より

	平成27年(2015年)	平成37年(2025年)
三重県 人口	182.1万人	171.5万人
(戦後生まれ)	(~69歳) 145.7万人(80.0%)	(~79歳) 152.2万人(88.7%)

2 事業の内容

(1) 平和の集いの開催

戦争の悲惨さと平和への想いを次世代につなぐため、平和の集いを開催します。(三重県戦没者追悼式も同時開催)

○日時：平成27年7月29日(水) 13:30~16:30

○場所：三重県総合文化センター大ホール(津市一身田上津部田1234)

○内容及びタイムスケジュール

<第1部 三重県戦没者追悼式> 13:30~14:45

<第2部 平和の集い> 15:00~16:30

・戦争体験者の体験談、高校生の作文発表、戦争体験者と高校生の意見交換等

(2) アーカイブ事業

平和への想いを次世代へ、そして未来につなぐため、戦争体験者へのインタビューや県総合博物館の平和展の様子などを記録として保存し、平和啓発の取組に活用します。

(3) 子ども代表団の派遣

未来を担う若い世代に平和の尊さや大切さを伝えるため、全国戦没者追悼式に子ども代表団(10名)を派遣します。

(4) 沖縄「三重の塔」50周年記念事業（健康福祉部）

沖縄「三重の塔」慰霊式において記念植樹を行うとともに、沖縄「三重の塔」の修繕を行います。

(5) 総合博物館での展示（環境生活部）

戦争の悲惨さや平和の尊さについて考えていただくきっかけとなるよう、今もなお身近なところに残っている戦争遺跡などの戦争のキズあとや、戦争中の暮らしなどを紹介する展示「みんなの近くにも戦争のキズあとがある～1945 平和がこわれていた頃の記憶～」(期間：6月6日～6月28日)を行うほか、この展示期間中には、親子を対象にしたワークショップを実施します。

3 その他

県ホームページに、戦後70周年記念事業のページを作成します。

また、各市町の記念事業等についても、県事業と合わせて、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な広報媒体による情報提供を行います。

三重県人口ビジョン（仮称）骨子案

平成 27 年 3 月

三重県

目次

I	三重県における人口の現状分析	1
1	三重県の人口動向分析	1
(1)	総人口の推移と将来推計	1
(2)	年齢別人口の推移と将来推計	2
(3)	人口構造の人口ピラミッドによる比較	3
(4)	出生・死亡、転入・転出の推移	4
(5)	総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	5
(6)	家族類型別世帯数の推移と将来推計	6
(7)	単独世帯数の性別・年齢別推移と将来推計	7
2	人口の自然増減の要因分析	8
(1)	全国及び三重県の合計特殊出生率の推移	8
(2)	合計特殊出生率と、未婚率及び有配偶出生率の推移（全国）	9
(3)	都道府県データに基づく合計特殊出生率と未婚率、有配偶出生率の相関分析	10
(4)	都道府県別の未婚率（女）と有配偶出生率の分布	11
(5)	年齢階層別に見た未婚率及び有配偶出生率	12
(6)	未婚率（女）及び有配偶出生率と各種社会生活統計指標の関係分析	13
3	三重県における人口移動（社会増減）分析	14
(1)	三重県及び他県における社会増減の推移	14
(2)	三重県と他都道府県間の人口移動の推移	17
(3)	最近の年齢階級別の人口移動状況	18
(4)	最近の地域ブロック別の人口移動状況	19
(5)	性別・年齢階級別に見た5年間の人口移動状況の長期的動向	20
4	三重県の将来人口	22
(1)	三重県の将来人口推計	22
(2)	老年人口比率の変化（長期推計）	23
5	人口減少及び人口構成の変化がもたらす課題	24
II	三重県における人口の将来展望	25
1	めざすべき人口の将来展望	25
(1)	人口の展望	25
(2)	年齢区分別人口の展望	25
2	対策の方針	25
(1)	人口の自然減対策	25
(2)	人口の社会減対策	25

I 三重県における人口の現状分析

1 三重県の人口動向分析

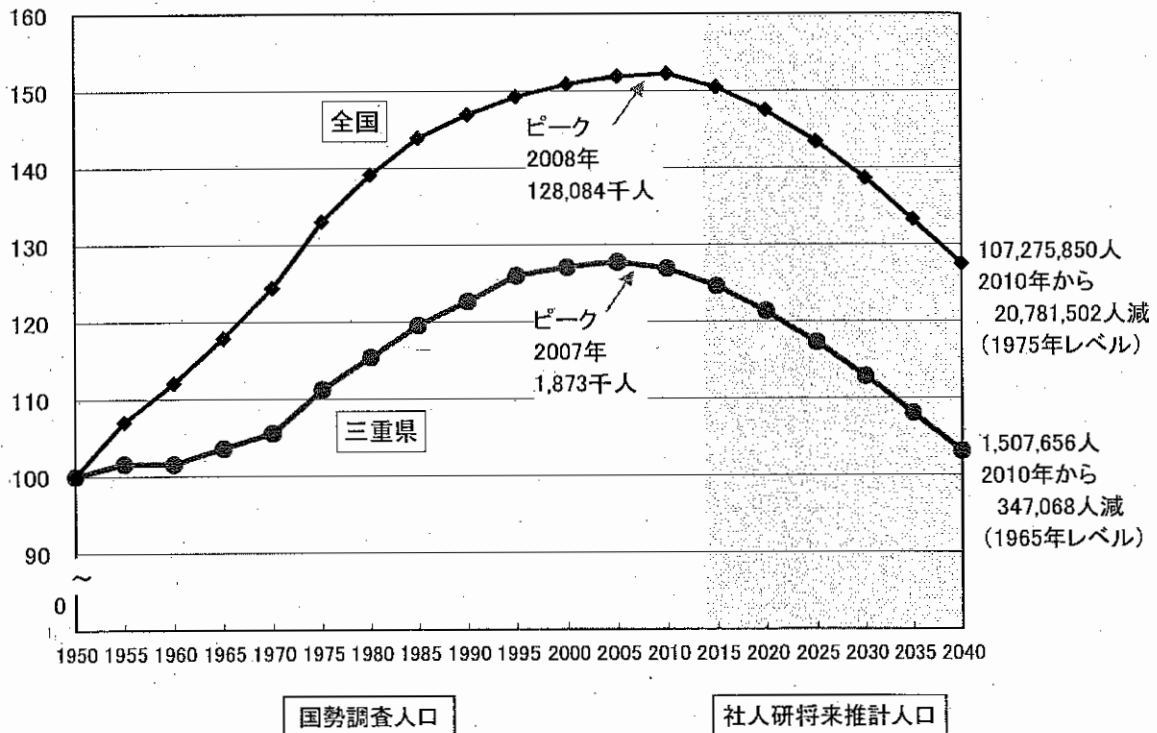
(1) 総人口の推移と将来推計

○ 三重県における、1950年から2010年までの総人口の推移と、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による2015年から2040年までの将来推計を見たのが次のグラフです。

【図1-1】

三重県及び全国の5年ごとの人口及び将来推計人口の推移

指数(1950年=100)



※全国及び三重県のピーク年の人口は総務省「人口推計」による。

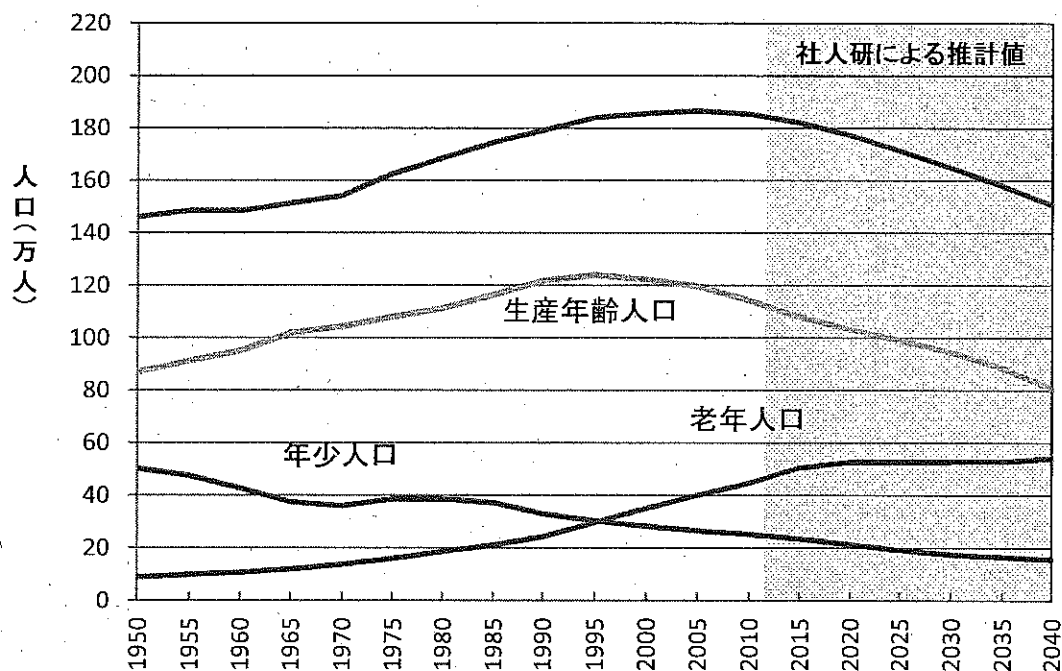
- 三重県の人口は全国よりも1年早い2007年にピークを迎え、その後減少に転じている。人口の増加率は全国よりも低い。
- 社人研の推計によると、2040年には三重県は1965年レベル、全国も1975年レベルの人口に戻ることになる。

(2) 年齢別人口の推移と将来推計

○ 三重県における1950年から2010年までの人口及び2015年から2040年までの将来推計人口の推移について、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分で見たのが次のグラフです。

【図1-2】

年齢3区分別人口の推移(三重県)



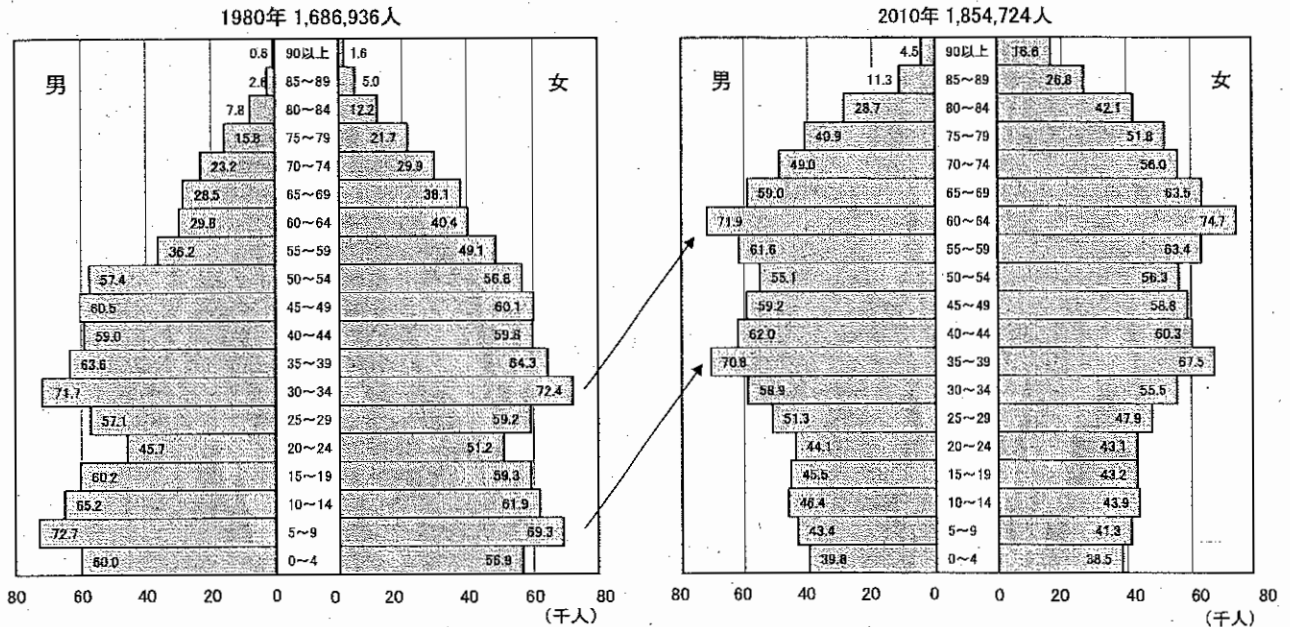
※2010年までの3区分人口は国勢調査、2013年までの総人口は住民基本台帳より作成
 ※2015年以降の総人口は社人研推計値より作成

- 三重県では、生産年齢人口が戦後から1990年代半ばまで増加を続けたが、2000年に減少に転じ、現在まで減少が続いている。
- 年少人口は、第2次ベビーブーム時には増加したが、その時期以外は減少傾向が続いている。
- 老年人口は、一貫して増加を続けており、1990年後半には年少人口を上回った。

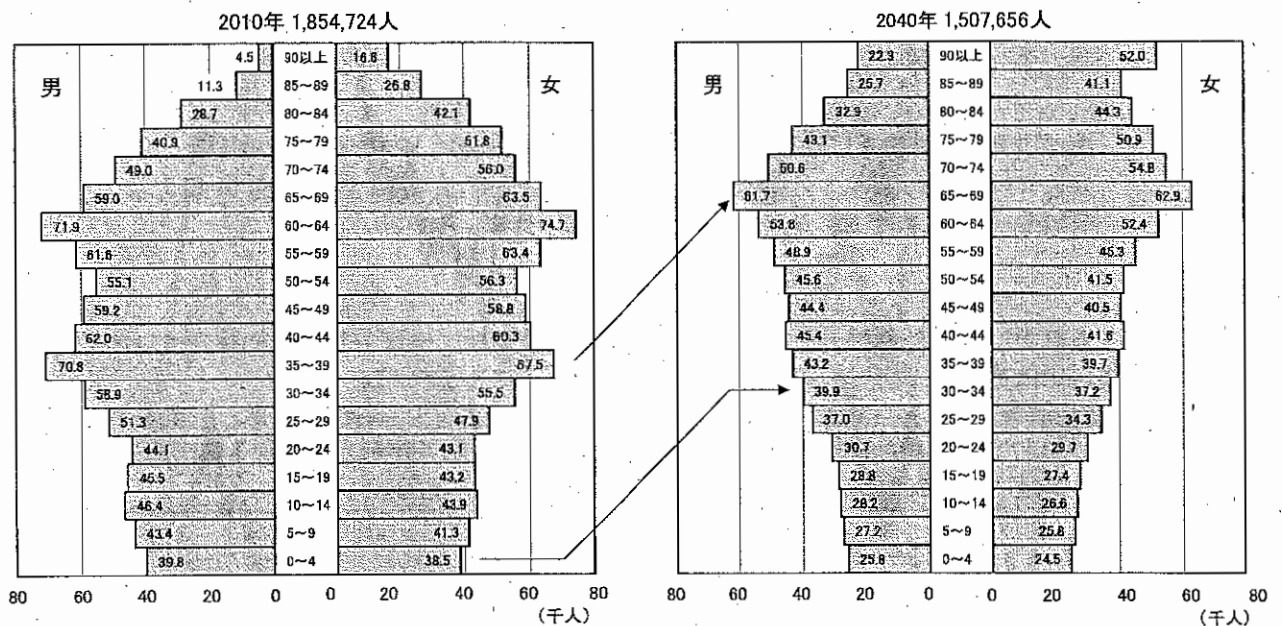
(3) 人口構造の人口ピラミッドによる比較

○ 三重県の2010年の人口と30年前の1980年人口、及び30年後の2040年の将来推計人口について、人口ピラミッドで比較したのが次の図です。

【図I-3】 1980年及び2010年の人口ピラミッド比較(三重県)



【図I-4】 2010年及び2040年(将来推計)の人口ピラミッド比較(三重県)



※1980年及び2010年は国勢調査、2040年は社人研推計値より作成

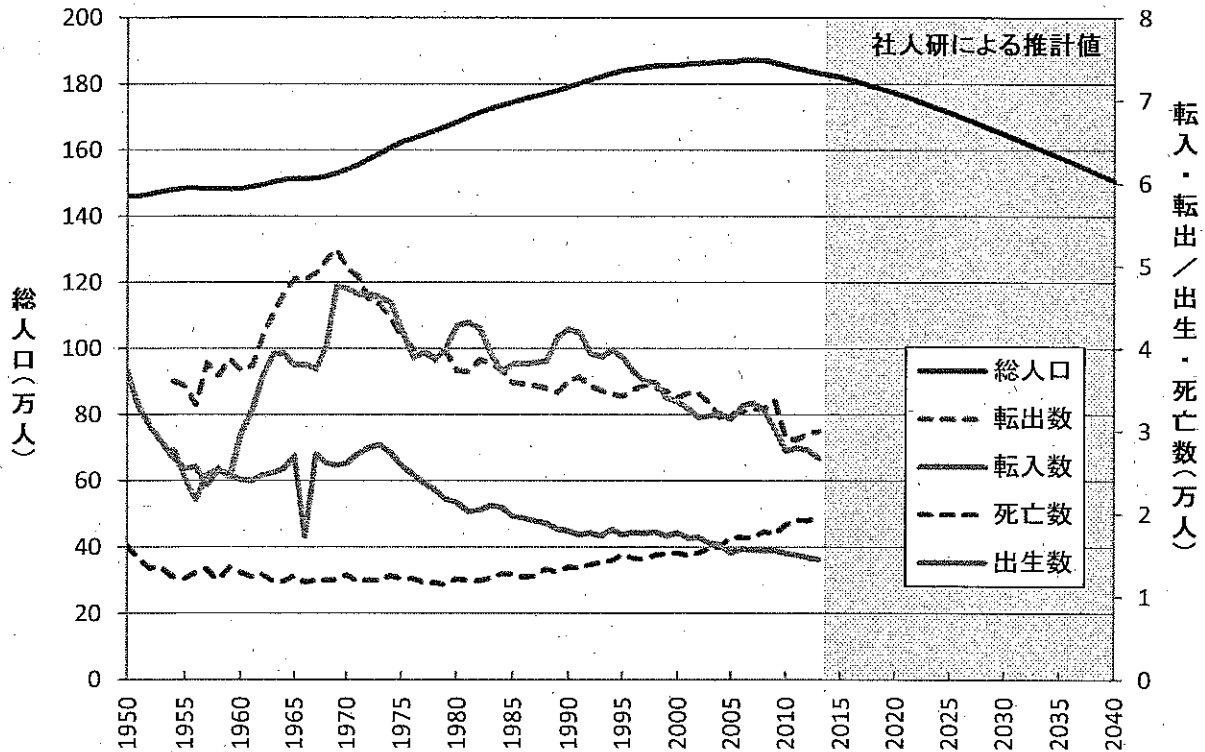
- 1980年の0~4歳から出生数の減少が始まり、人口ピラミッドが下すぼみの壺型に向かってきた。
- 2010年の団塊ジュニア(35-39歳)が2040年には65歳以上になり、高齢化率が大きく上昇。
- 2040年の30-34歳以下は年齢が低下するごとに減少しているが、推計に基づく部分であり、将来の出生率により変化する。

(4) 出生・死亡、転入・転出の推移

○ 三重県における1950年から2013年までの出生・死亡数及び転入・転出数の推移を見たのが次のグラフです。

【図 I-5】

出生・死亡数、転入・転出数の推移(三重県)



※2013年までの総人口は住民基本台帳、2015年以降の総人口は社人研推計値より作成
 ※人口・世帯数は各年3月31日時点。人口動態は各年の1月1日～12月31日の値
 ※出生・死亡数は厚生労働省「人口動態統計」より作成

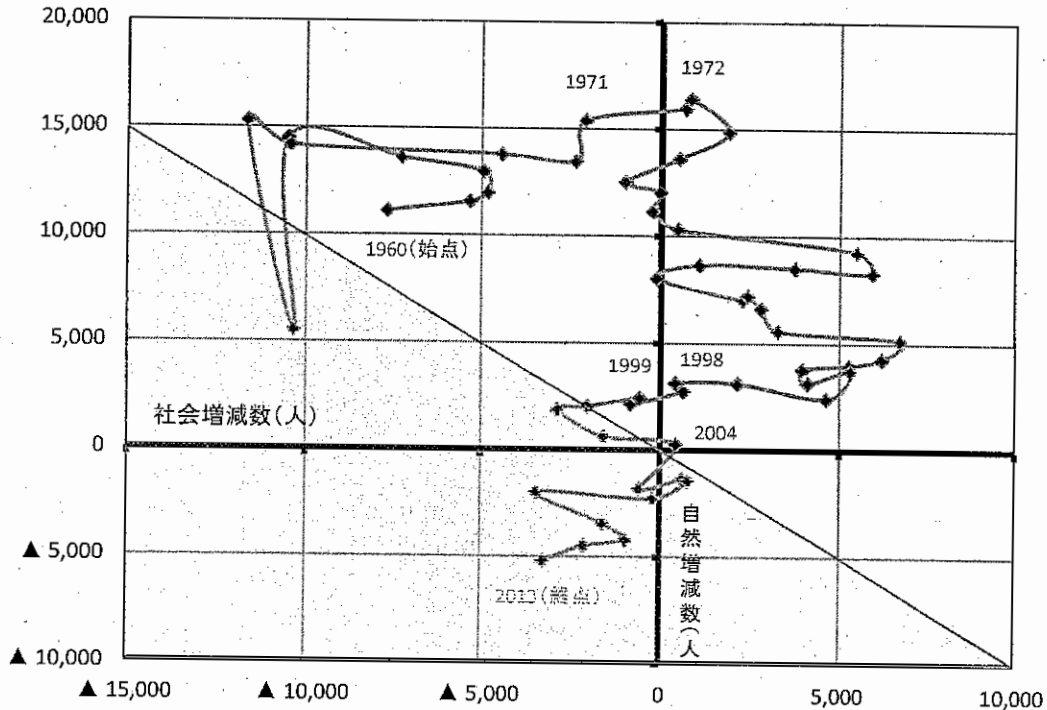
- 三重県では、「自然増減」については、1974年から出生数はほぼ一貫して減り続けており、2005年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っている。
- 「社会増減」については、戦後から1971年まで転出が転入を上回る転出超過(「社会減」)であったが、1979年から1998年までの20年間は、1984年を除き転入が転出を上回る転入超過(「社会増」)が続いた。1999年以降は転出超過の年が多い傾向にある。

(5) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

- 自然増減と社会増減が総人口の推移に与えてきた影響を見たのが次の図で、横軸が社会増減の影響、縦軸が自然増減の影響となります。

【図1-6】

総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響(三重県)

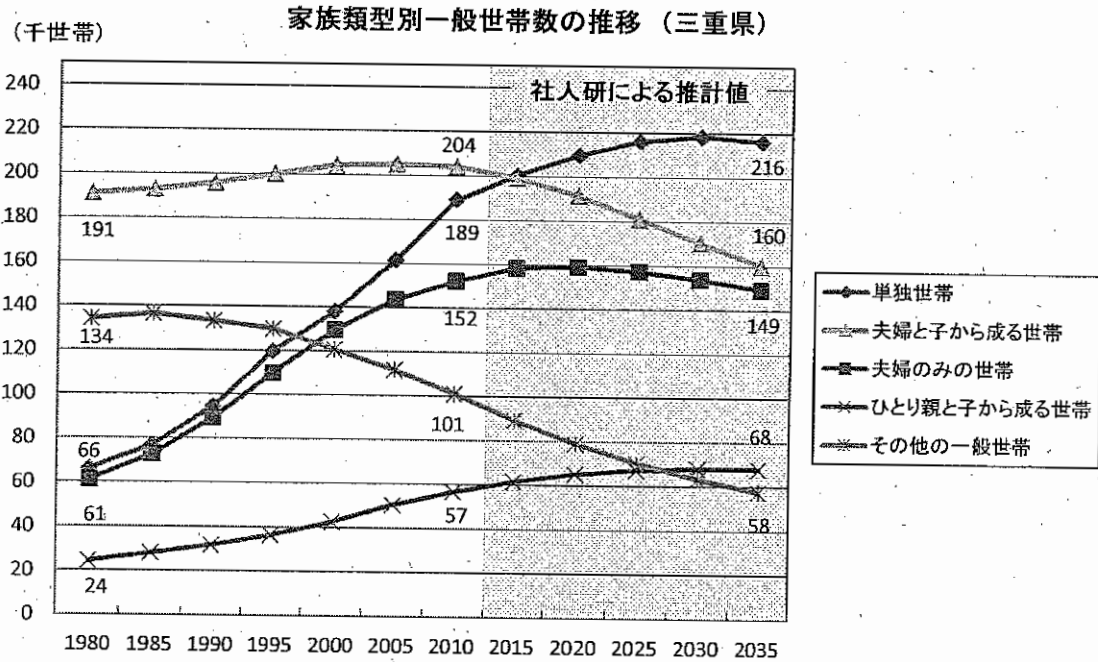


- 三重県では1971年までは「社会減」の状況であったものの、「自然増」が「社会減」を上回っていたため人口は増加した。1972年には「社会増」に転じたため、1998年まで「自然増」と合わせ人口が大きく増加した。
- 1999年以降は概ね「社会減」に転じ、「自然増」も縮小する中、2002年に「自然増」が「社会減」を下回った。
- 2005年からは「自然減」に転じるとともに、2008年から「社会減」が進みつつあることと合わせて、急激な人口減少局面に入りつつある。

(6) 家族類型別世帯数の推移と将来推計

○ 三重県における1980年から2035年までの家族類型別の世帯数の推移及び将来推計を見たのが【図 I-7】のグラフで、その比率の推移を見たのが【図 I-8】のグラフです。

【図 I-7】

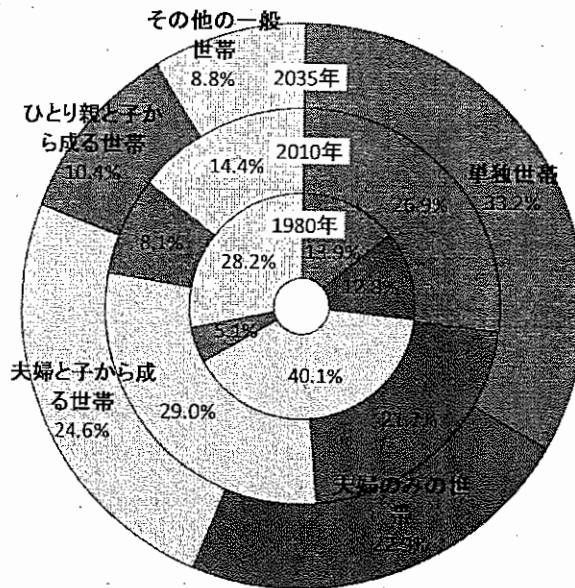


※2010年までの世帯数は国勢調査より作成

※2015年以降の世帯数は社人研「日本の世帯数将来推計(都道府県)」より作成

【図 I-8】

一般世帯の家族類型別比率の推移

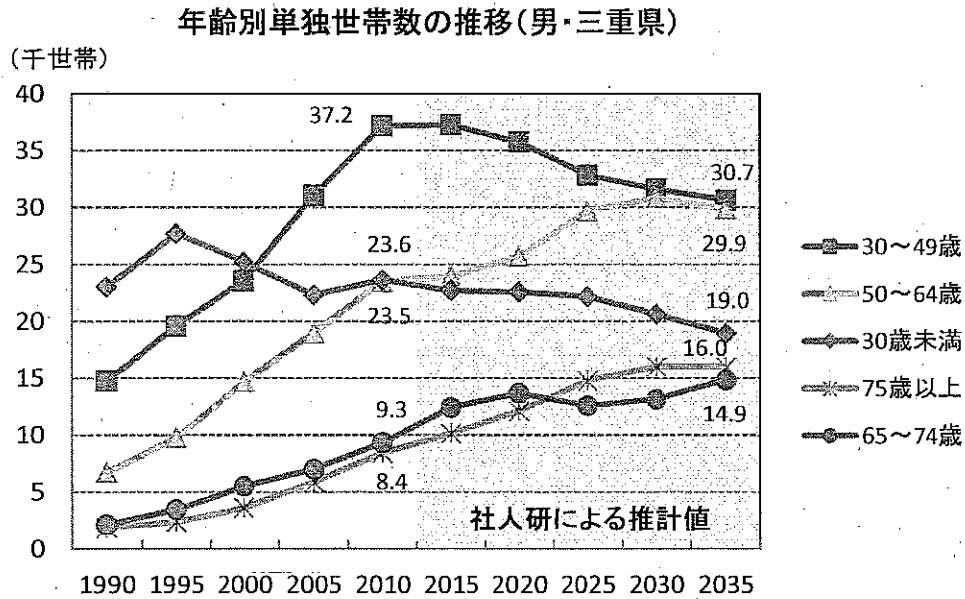


- 夫婦と子から成る世帯及び三世同居世帯(その他の一般世帯に含まれる)等が減少する一方、単独世帯が大きく増加する。
- 単独世帯と夫婦のみの世帯は、1980年では26.7%であったが、2010年には48.5%となっており、2035年の推計では56.1%と半数を超える。

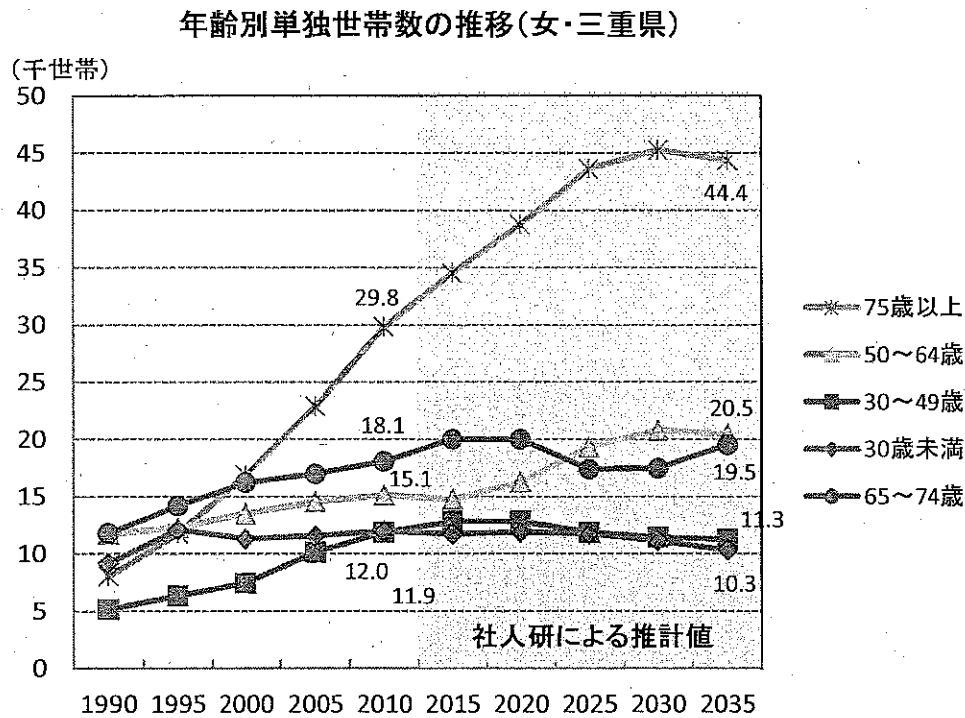
(7) 単独世帯数の性別・年齢別推移と将来推計

○ 三重県における1990年から2035年までの単独世帯数の推移及び将来推計について、性別、年齢別に見たのが次のグラフです。

【図I-9】



【図I-10】



※2010年までの世帯数は国勢調査より作成

※2015年以降の世帯数は社人研「日本の世帯数将来推計(都道府県)」より作成

- 男性の単独世帯は、50歳未満は将来減少していくが、50歳以上は増加していく。
- 女性の単独世帯は、75歳未満では将来にわたり大きな変動はないが、75歳以上は大幅に増加していく。

2 人口の自然増減の要因分析

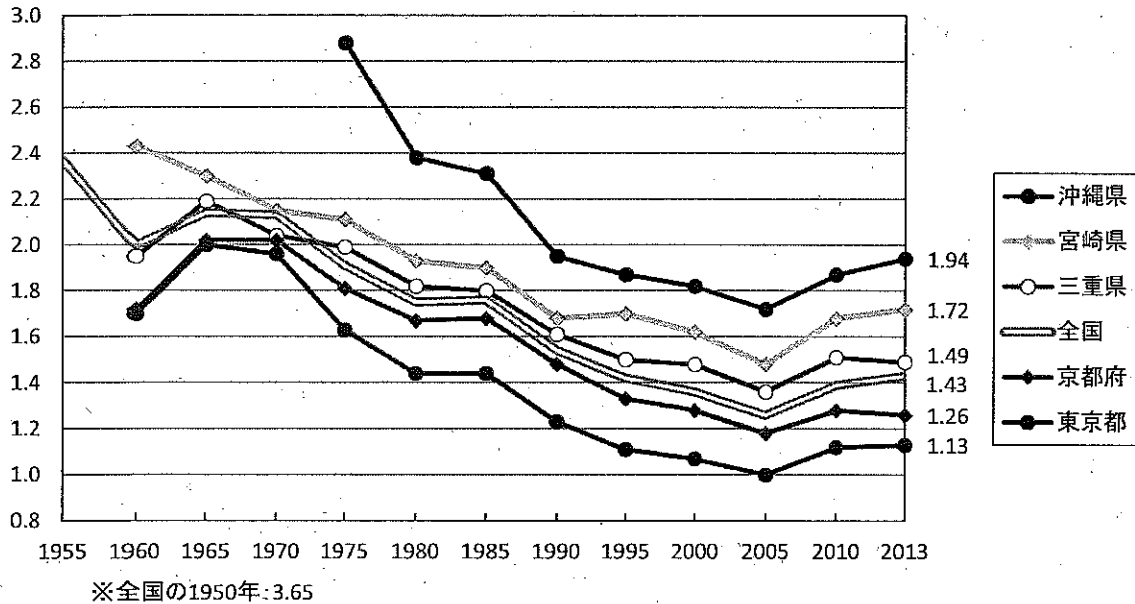
(1) 全国及び三重県の合計特殊出生率の推移

○ 1955年から2013年までの合計特殊出生率の推移について、全国・三重県及び2013年の順位上位及び下位2都府県の推移を見たのが【図 I-11】のグラフです。

また、全都道府県の2013年の合計特殊出生率について率が高い順に並べたのが【図 I-12】のグラフです。

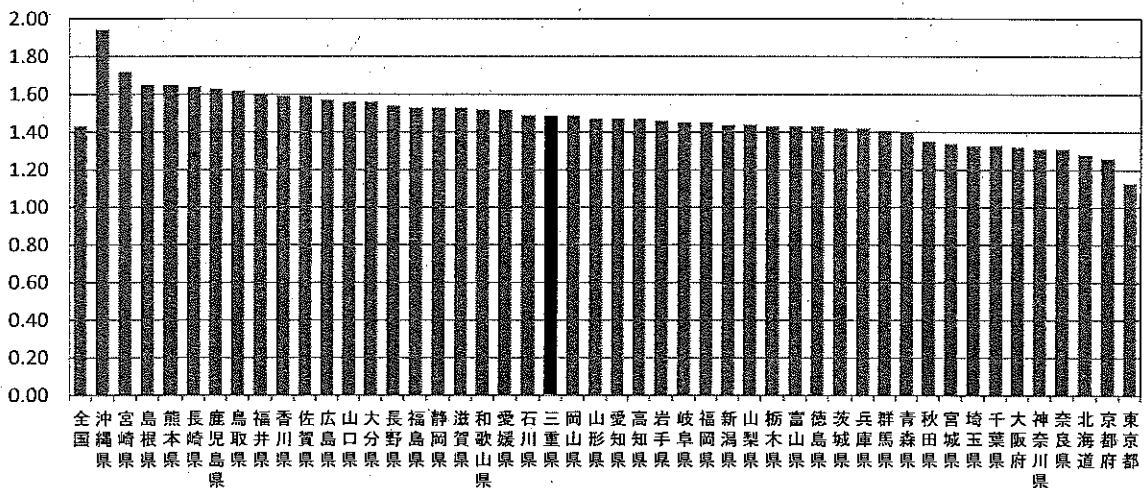
【図 I-11】

合計特殊出生率の推移(全国・三重県及び上位2、下位2都府県)



【図 I-12】

都道府県別合計特殊出生率(2013年)



- 全国的に合計特殊出生率は1965年から低下を続けてきたが、2005年を底に上昇に転じている。
- 合計特殊出生率の都道府県格差は1970年から1980年にかけて拡大し、現在に至っている。
- 三重県は1975年から全国を上回って推移しており、2013年は1.49で全国20位。

(2) 合計特殊出生率と、未婚率及び有配偶出生率の推移(全国)

○ 全国の合計特殊出生率、20～49歳男女の未婚率、有配偶出生率(49歳までの有配偶女性千人に対する出生数の割合)の推移を見たのが次のグラフです。

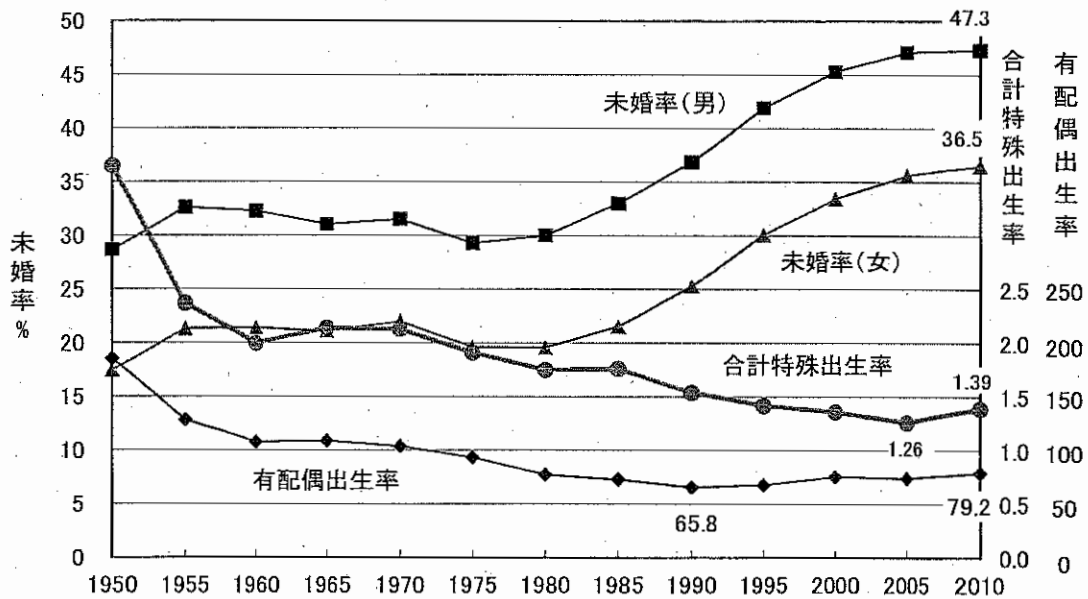
※有配偶出生率は、以下の数式で算出されますが、データがないため、嫡出生数は全体の出生数としています。また、【図 I-13】のみ日本人人口は(外国人を含む)総人口で計算しています。

$$\text{有配偶出生率} = \frac{\text{嫡出生数(母の年齢 15～49 歳)}}{\text{10月1日現在における日本人女子の有配偶人口(15～49歳)}} \times 1000$$

【図 I-13】

合計特殊出生率、未婚率(20-49歳)、有配偶出生率の推移(全国)

※未婚率、有配偶出生率は総人口で計算



- 合計特殊出生率の低下は1975年から顕著になってきたが、同時期に有配偶出生率の低下が始まっており、未婚率の上昇は1985年から始まっている。
- 未婚率は男女とも1985年から一貫して上昇してきたが、最近の5年間は上昇が減速している。
- 有配偶出生率は、1990年の65.8を底に緩やかな上昇傾向にあり、2010年は79.2で1980年の水準に回復している。

(3) 都道府県データに基づく合計特殊出生率と未婚率、有配偶出生率の相関分析

- 前章のグラフにおける推移により、合計特殊出生率が未婚率及び有配偶出生率で説明ができると仮定し、2010年の国勢調査及び人口動態調査による各都道府県のデータに基づき、合計特殊出生率と未婚率(男・女)、有配偶出生率の関係について見たのが次表です。

【表 F-1】

	合計特殊出生率との相関係数
未婚率(女 20～49 歳)	-0.478 (沖縄県を除く:-0.615)
未婚率(男 20～49 歳)	-0.638 (沖縄県を除く:-0.780)
有配偶出生率	0.719 (沖縄県を除く:0.631)

※相関係数とは、2種類のデータの関連性の強さを図る指標の一つで、+が正の相関、-が負の相関となります。±1に近いほど相関が強く、目安としては絶対値が0.5以上で相関があり、0.7以上で強い相関があると考えられます。

- 上表から、合計特殊出生率と未婚率、合計特殊出生率と有配偶出生率について、ある程度強い相関がみられます。ついで、未婚率(女 20～49 歳)と有配偶出生率を説明変数、合計特殊出生率を目的変数として重回帰分析を行った結果が次表です。

【表 F-2】

データ	都道府県(47)	
目的変数	2010年合計特殊出生率	
説明変数1	2010年未婚率(20-49歳女)	
説明変数2	2010年有配偶出生率	
決定係数 R ² ※	0.971993372 ※未婚率(20-49歳)を男にした場合:0.799178735	
計算式	合計特殊出生率=1.443-0.0333×未婚率+0.0143×有配偶出生率	
t 値※	未婚率	-26.7552255
	有配偶出生率	34.18642009

※重回帰分析とは、1系列のデータ(目的変数)に影響を与えているデータ(説明変数)が2系列以上ある場合の回帰分析で、決定係数(R²)が1に近いほど相関が強いことを意味し、説明変数のt値が大きいほど目的変数への影響が強いこととなります。

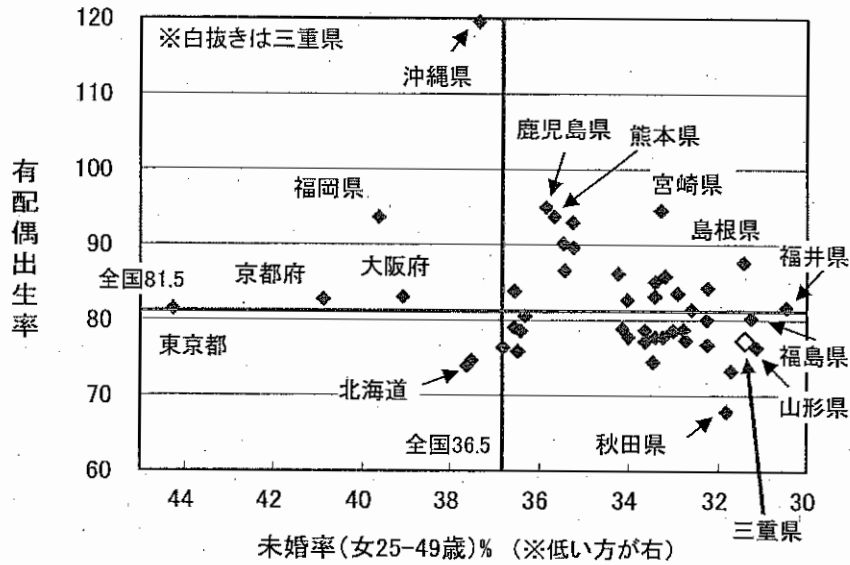
- 重回帰分析を行うと、合計特殊出生率は未婚率(女)と有配偶出生率で約97%説明することができる。非常に強い相関があるため、合計特殊出生率は女性の未婚率と、有配偶出生率に分けて考えることができる。
- 未婚率の女性を男性に置き換えて重回帰分析を行うと、決定係数は0.799で女性の場合よりも低くなるため、合計特殊出生率に対する影響は男性よりも女性の未婚率の方が強いと考えられる。

(4) 都道府県別の未婚率(女)と有配偶出生率の分布

○ 2010年における都道府県別に未婚率(女)と有配偶出生率の分布を見たのが次の図です。

【図 I-14】

未婚率(女20-49)と有配偶出生率の散布図
(都道府県・2010年)



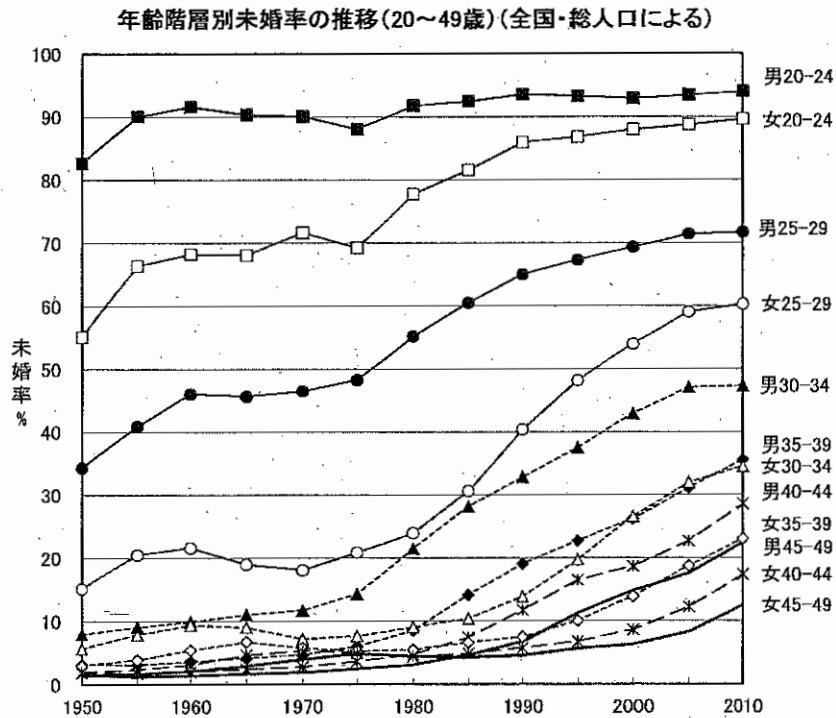
※2010年国勢調査及び人口動態調査に基づき作成

- 2010年の三重県の合計特殊出生率は1.51で全国19位で、未婚率(女)が全国順位が下から4位と低い一方、有配偶出生率は全国37位で全国よりも低い。
- 沖縄県は未婚率(女)は全国よりも高いものの、有配偶出生率が飛び抜けて高いため、合計特殊出生率が全国1位となっている。
- 熊本県(4位)は有配偶出生率の高さが、島根県(2位)、福井県(6位)は未婚率の低さが、合計特殊出生率の高さの要因となっている。
- 合計特殊出生率が低い東京都(下から1位)、京都府(下から3位)、大阪府は未婚率(女)の高さが要因であり、有配偶出生率は全国や合計特殊出生率が高い福井県とも同等である。
- 東北の各県は未婚率(女)は低いものの、有配偶出生率が低いため合計特殊出生率が低く、九州の各県は未婚率(女)は高いが有配偶出生率が高いため、合計特殊出生率が高い傾向にある。

(5) 年齢階層別に見た未婚率及び有配偶出生率

○ 1950年から2010年までの国勢調査による年齢階層別、男女別の未婚率の推移を見たのが次のグラフです。

【図 I-15】

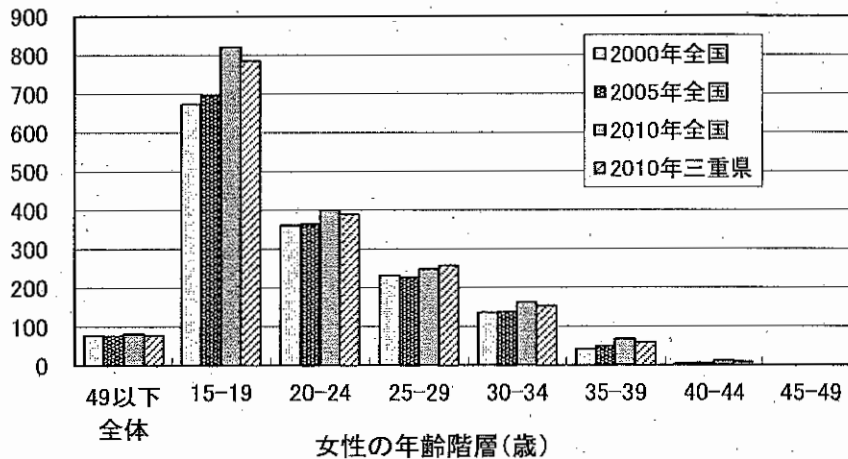


○ 2000年から2010年の国勢調査により、年齢階層別に女性の有配偶出生率の推移を見たのが次のグラフです。

【図 I-16】

有配偶出生率(女性・年齢階層別)(全国・三重県)

(有配偶女性千人対)



- 未婚率は1980年頃から特に20~24歳及び25~29歳の女性、25~29歳及び30~34歳の男性で急激な上昇が始まっている。
- 女性の年齢が低いほど有配偶出生率は格段に高いが、10年前からの推移では各年齢階層で配偶出生率は上昇している。特に35~39歳の10年間の上昇率は67.6%と高い。
- 三重県は全体的に全国より有配偶出生率が低い、25~29歳のみ全国よりも高くなっている。

(6) 未婚率(女)及び有配偶出生率と各種社会生活統計指標の関係分析

○ 2000年及び2010年の都道府県データに基づき、未婚率(女)及び有配偶出生率と各種社会生活統計指標の相関係数を算出し、相関が強いと考えられる指標をまとめたのが、次の表です。

【表 1-3】 未婚率(女)及び有配偶出生率と相関が強い指標の相関係数

(2000年及び2010年国勢調査等都道府県データに基づき算出)

		未婚率(女)との相関		有配偶出生率との相関	
		2000年	2010年	2000年	2010年
人口・世帯・環境	都道府県コード	0.085	0.166	0.526	0.745
	人口総数	0.771	0.640	0.077	-0.119
	生産年齢(15~64歳)人口割合	0.718	0.594	0.080	-0.032
	(一般世帯)1世帯当たり人員	-0.702	-0.730	-0.094	-0.174
	3世代世帯の割合	-0.737	-0.709	-0.331	-0.318
	共働き世帯割合(対夫婦世帯)	-0.743	-0.709	-0.224	-0.079
	平均気温 ※県庁所在市	0.327	0.318	0.707	0.729
人口動態・福祉	平均初婚年齢(妻)	0.769	0.661	0.090	-0.187
	生活保護被保護実人員比率(月平均)	0.504	0.703	0.176	0.271
経済・行政基盤	県内総生産(名目)	0.768	0.639	0.079	-0.084
	財政力指数	0.677	0.430	0.113	-0.208
教育・文化	高等学校卒業者就職率(男)	-0.723	-0.530	-0.323	0.103
	高等学校卒業者就職率(女)	-0.685	-0.561	-0.303	0.053
	学歴が大学・大学院卒の割合(男)	0.773	0.515	0.148	-0.150
	学歴が大学・大学院卒の割合(女)	0.762	0.576	0.177	-0.098
	社会体育施設数(人口100万人当たり)	-0.663	-0.611	-0.320	-0.140
	一般旅券発行件数(人口千人当たり)	0.694	0.515	0.210	-0.143
労働	15歳以上就業者数	0.757	0.616	0.065	-0.132
	就業率(20-49歳男)	-0.726	-0.681	-0.474	-0.349
	就業率(20-49歳女)	-0.694	-0.597	-0.246	-0.030
	就業率(通学者除)20~49歳女	-0.658	-0.543	-0.240	-0.020
	通学者比率(20~49歳)	0.862	0.821	0.194	0.035
	第2次産業就業者比率	-0.433	-0.632	-0.198	-0.423
	第3次産業就業者比率	0.822	0.868	0.335	0.334
	非正規労働者割合(対有業者)(男) ^{※1}	0.710	0.605	0.414	0.279
	パート・アルバイト割合(対有業者)(男) ^{※1}	0.809	0.718	0.511	0.331
	月間平均実労働時間数(女)	-0.708	-0.308	-0.109	-0.066
	週間就業時間が60時間以上の割合(男) ^{※2}	0.728	0.661	0.012	-0.045
	週間就業時間が40~48時間の割合(男) ^{※2}	-0.781	-0.710	-0.037	0.055
	週間就業時間が60時間以上の割合(女) ^{※2}	0.602	0.641	0.001	0.059
	週間就業時間が35~39時間の割合(女) ^{※2}	0.793	0.744	0.078	-0.044
きまって支給する現金給与月額(女)	0.773	0.551	0.101	-0.240	
居住・家計	持ち家に住む一般世帯割合	-0.848	-0.802	-0.417	-0.501
	持ち家住宅の延べ面積(1住宅当たり) ^{※1}	-0.715	-0.761	-0.360	-0.373

※1) 国勢調査年の統計がないため直近の調査年データによる。

※2) 2010年のデータがないため、2010年は2005年値

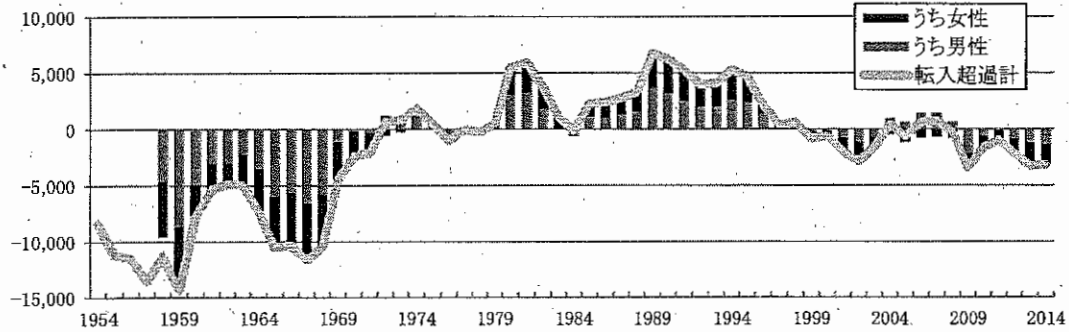
- 人口・世帯、労働のいくつかの指標で2000年、2010年ともに未婚率(女)と強い相関が見られるが、特に労働関係の指標で相関が強いものが多い。
- 有配偶出生率と相関が強い指標はほとんどみられず、都道府県コード、平均気温との相関が強いのは、有配偶出生率が東日本で低く西日本で高い傾向があることによる。

3 三重県における人口移動(社会増減)分析

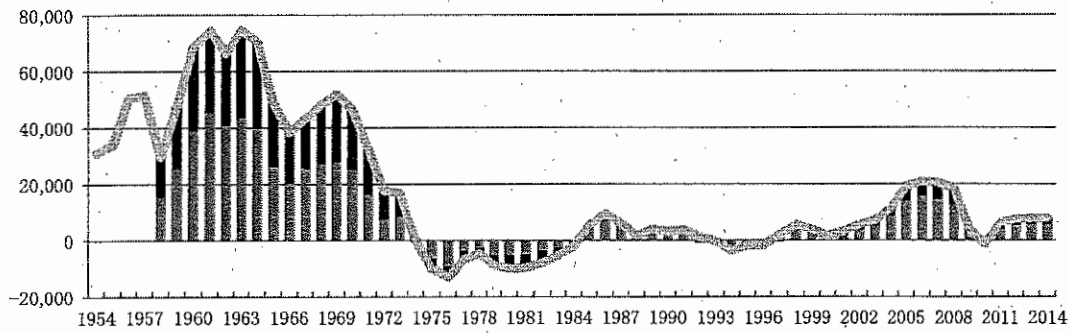
(1) 三重県及び他県における社会増減の推移

○ データのある1954年から2014年までの三重県と大都市都府県、近隣県、同規模県における男女別の転出入超過数の推移を見たのが次のグラフです。原点(0)から上が転入超過、下が転出超過になります。

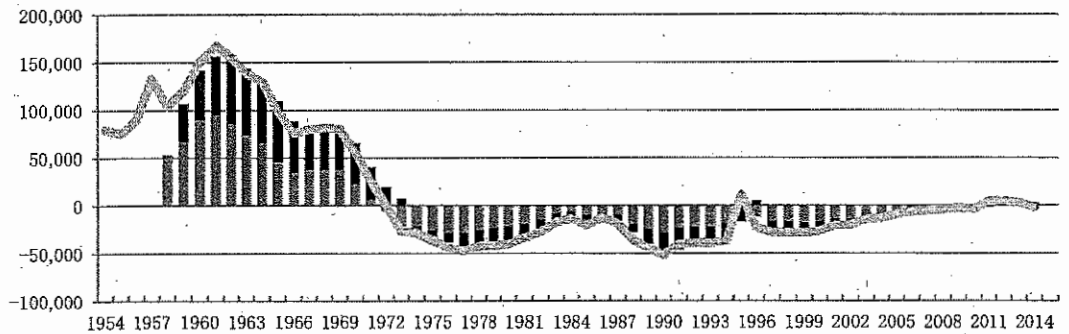
【図 I-17】三重県



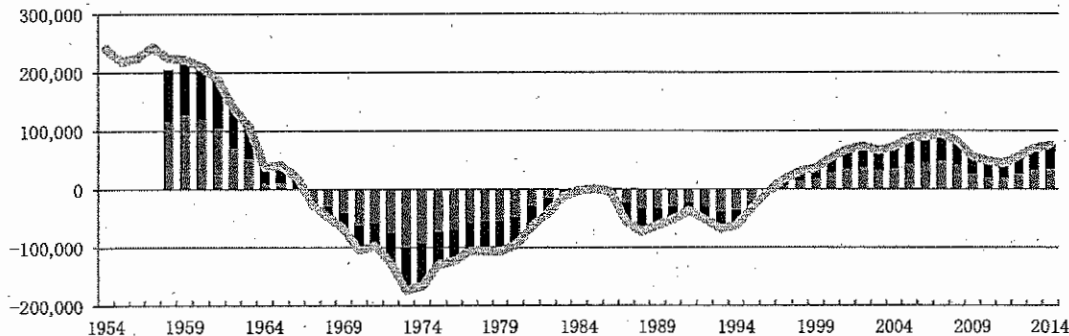
【図 I-18】愛知県



【図 I-19】大阪府

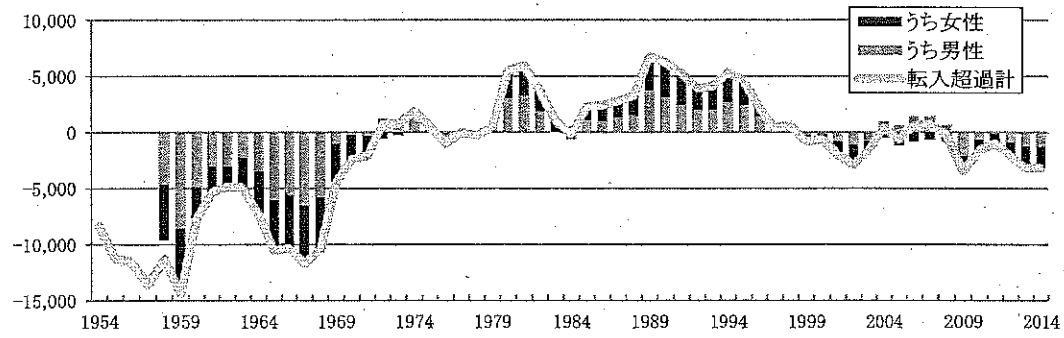


【図 I-20】東京都

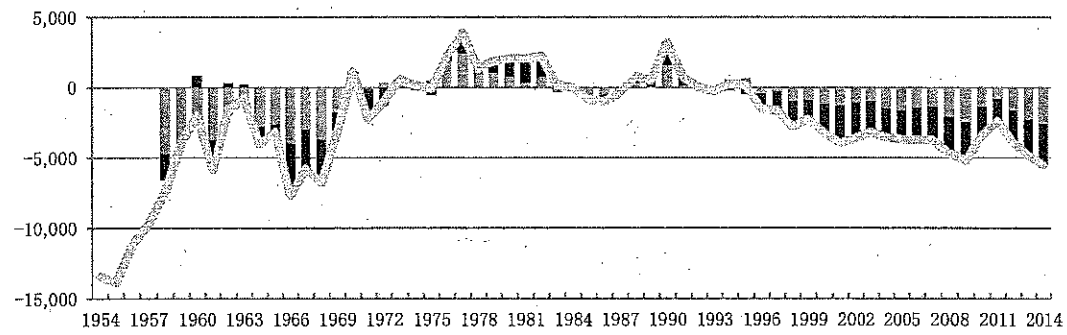


◎近隣県、同規模県との比較

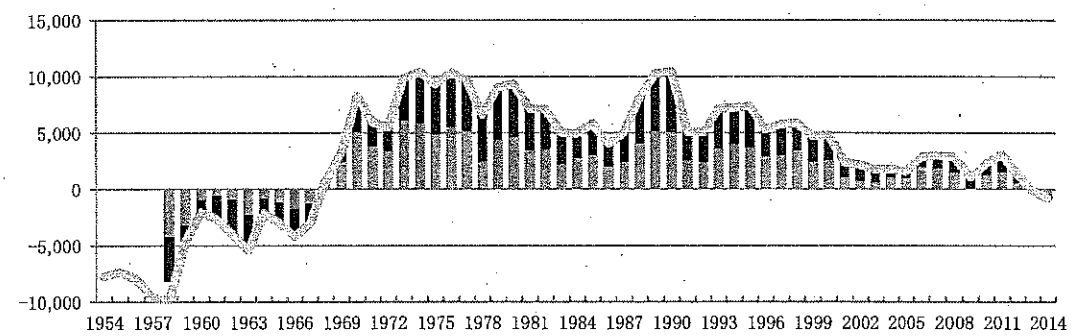
【図 I-21】三重県(再掲)



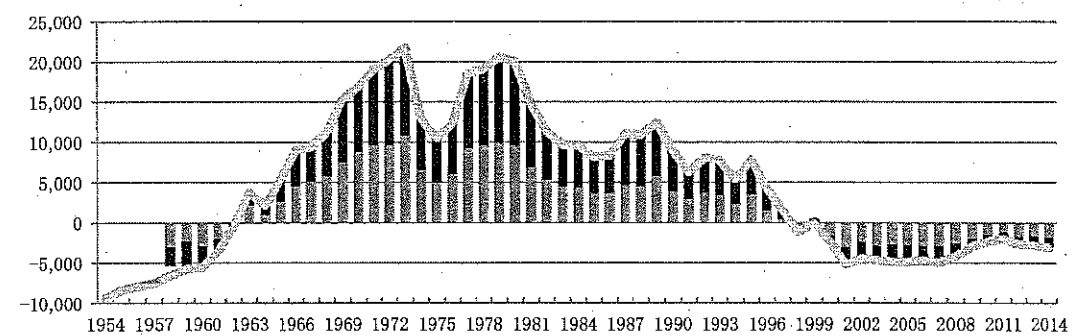
【図 I-22】岐阜県



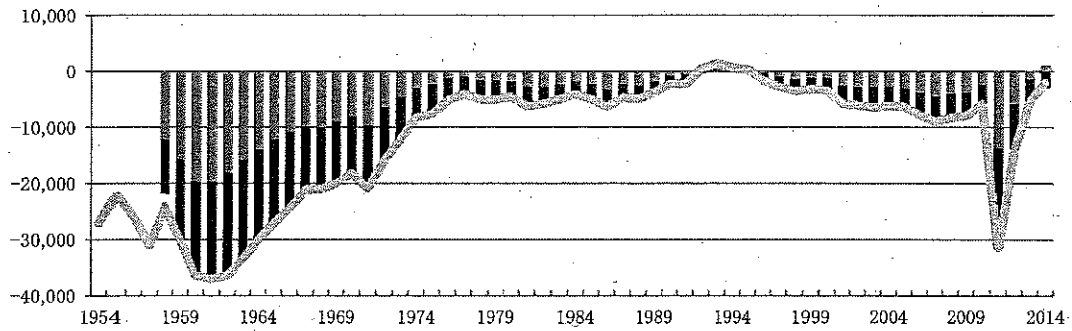
【図 I-23】滋賀県



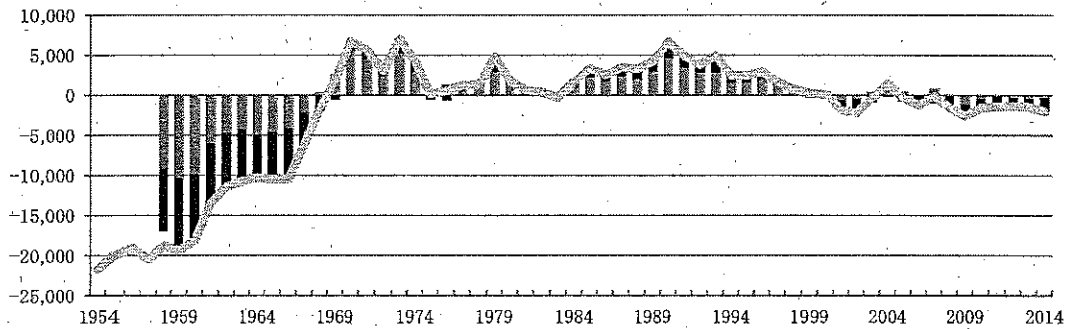
【図 I-24】奈良県



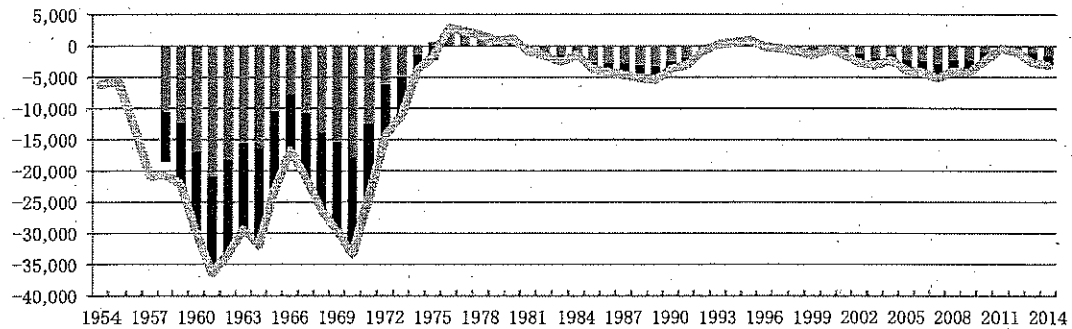
【図 I-25】福島県(同規模県・東北)



【図 I-26】栃木県(同規模県・関東)



【図 I-27】熊本県(同規模県・九州)

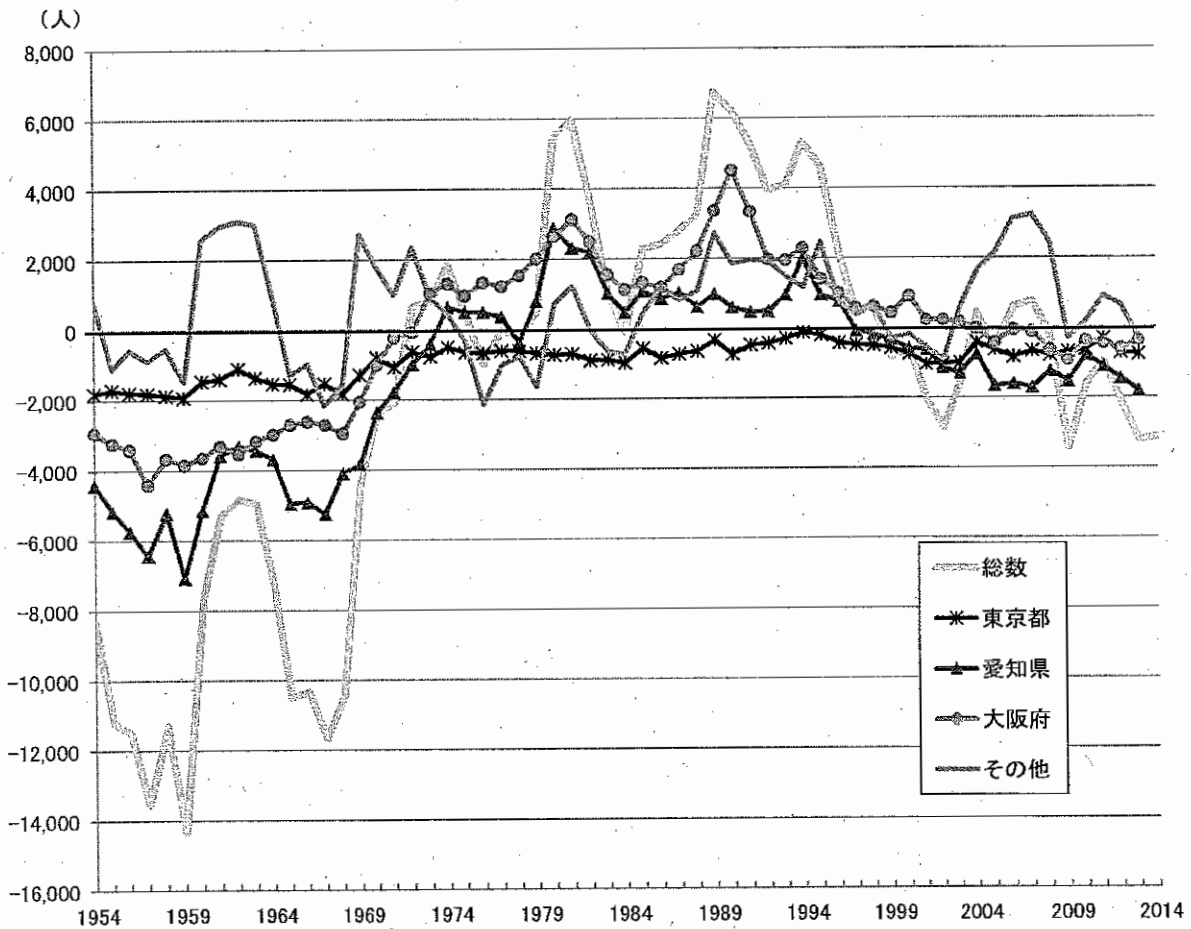


- 三重県は安定成長期に入った頃から大幅な社会増が続き、急激な円高が進んだ1980年半ばに一時的に社会減となったものの、バブル期にかけて社会増が進んだ。1997年以降は、2004年から2008年を除き社会減が続いている。
- 大都市都府県では、バブル期に大都市圏への人口集中が弱まり、大阪府、東京都で社会減となっていたが、1997年以降は大都市圏への人口集中が強まり、愛知県、東京都で社会増が進んでいる。
- 近隣県ではバブル期は三重県、滋賀県、奈良県は社会増となっていたが、1997年以降は滋賀県を除き社会減傾向となっている。中でも、岐阜県は減少幅が大きい。
- 同規模圏では関東の栃木県は三重県と傾向が似通っているが、東北、九州の県では高度経済成長期以降、減少幅は小さくなったものの減少傾向が続いている。

(2) 三重県と他都道府県間の人口移動の推移

○ データのある1954年から2014年までの三重県から他都道府県に対する転入超過数の推移を見たのが次のグラフです。原点(0)から上が転入超過、下が転出超過になります。

【図1-28】 三重県から他都道府県への転入超過数

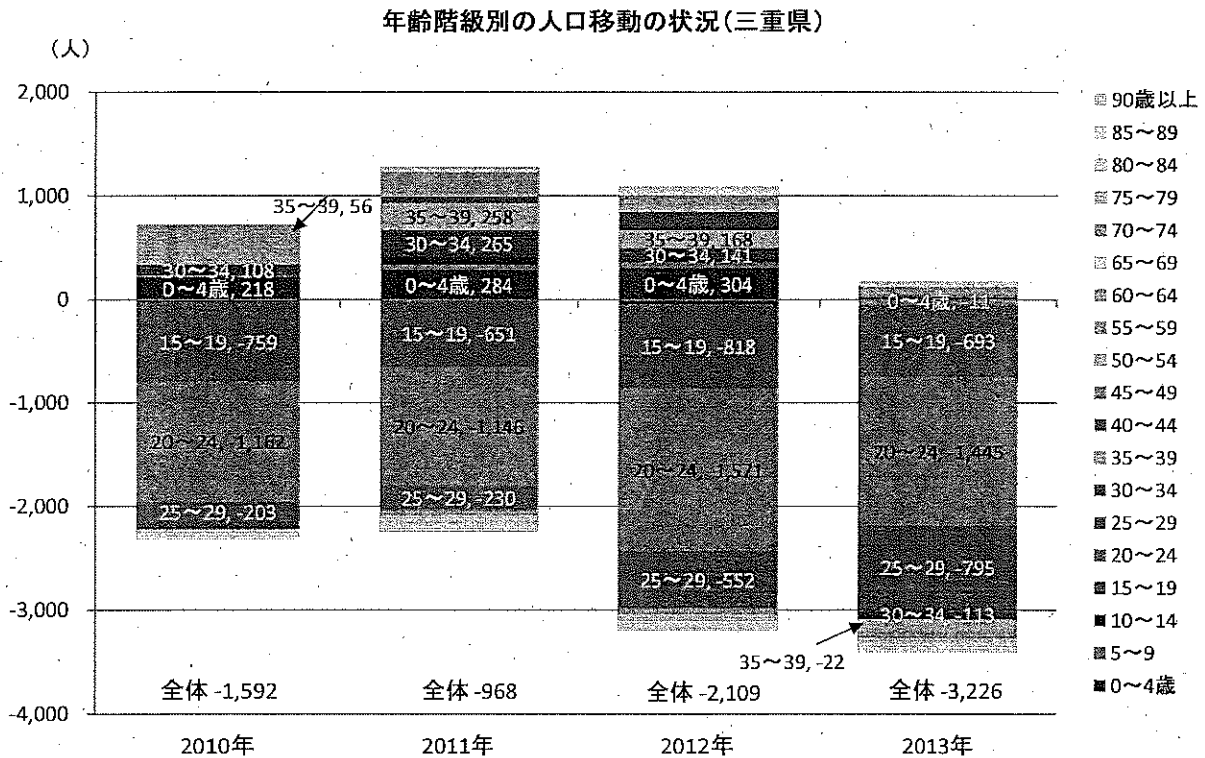


- 対東京都: 転出超過が続いているが、あまり変動はみられない。
- 対愛知県: 1974年から1996年は概ね転入超過であったが、1997年以降は転出超過に転じている。
- 対大阪府: 1973年から2003年に、特にバブル期前後に大幅な転入超過であったが、2004年以降は転出超過に転じている。
- 対その他: 1980年以降、概ね転入超過となっており、特に2004年から2008年に大きく転入超過となった。

(3) 最近の年齢階級別の人口移動状況

○ 三重県における2010年から2013年の人口移動について、年齢階級別に見たのが次のグラフです。原点(0)から上が転入超過、下が転出超過となっています。

【図 I-29】

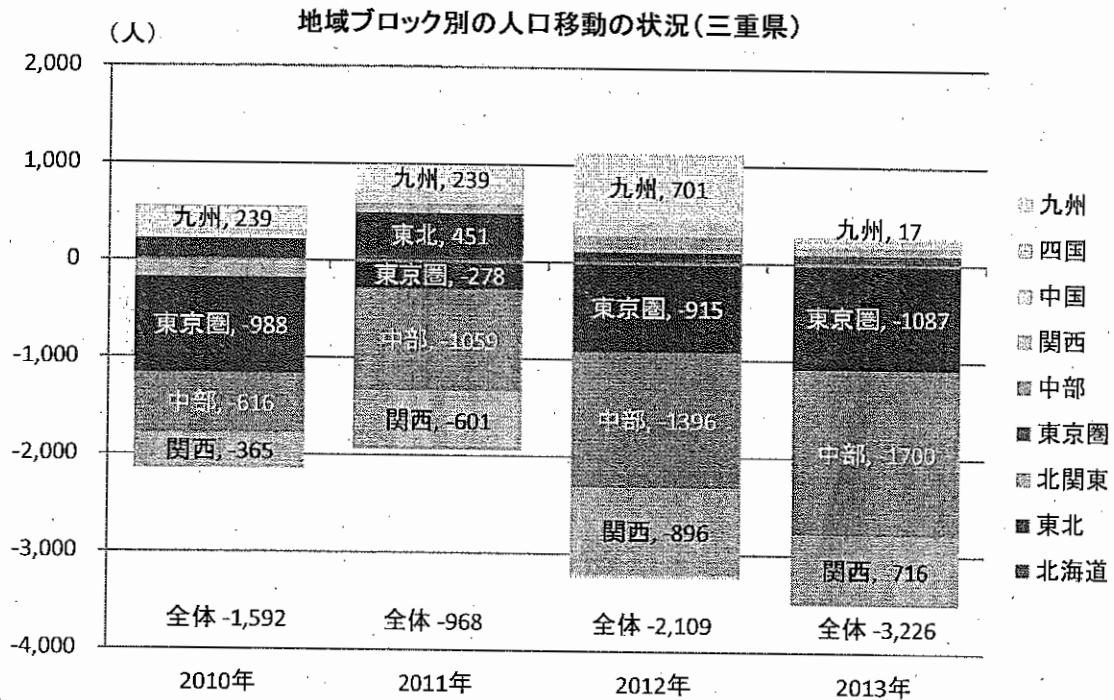


- 三重県では、1999年以降、概ね転出超過(「社会減」)傾向となっており、近年の人口移動の状況を見ると、15~29歳の転出超過が大きく、大学等への進学時や就職時に多いことが背景にあると考えられる。
- その他の年齢階級では転入超過がみられたが、2013年にはほとんどなくなっている。

(4) 最近の地域ブロック別の人口移動状況

○ 三重県における2010年から2013年の人口移動について、地域ブロック別に見たのが次のグラフです。原点(0)から上が転入超過、下が転出超過となっています。

【図 I-30】



※地域ブロックの区分は下記のとおり。

東北: 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島

北関東: 茨城, 栃木, 群馬

東京圏: 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川

中部: 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知

関西: 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山

中国: 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口

四国: 徳島, 香川, 愛媛, 高知

九州: 沖縄, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

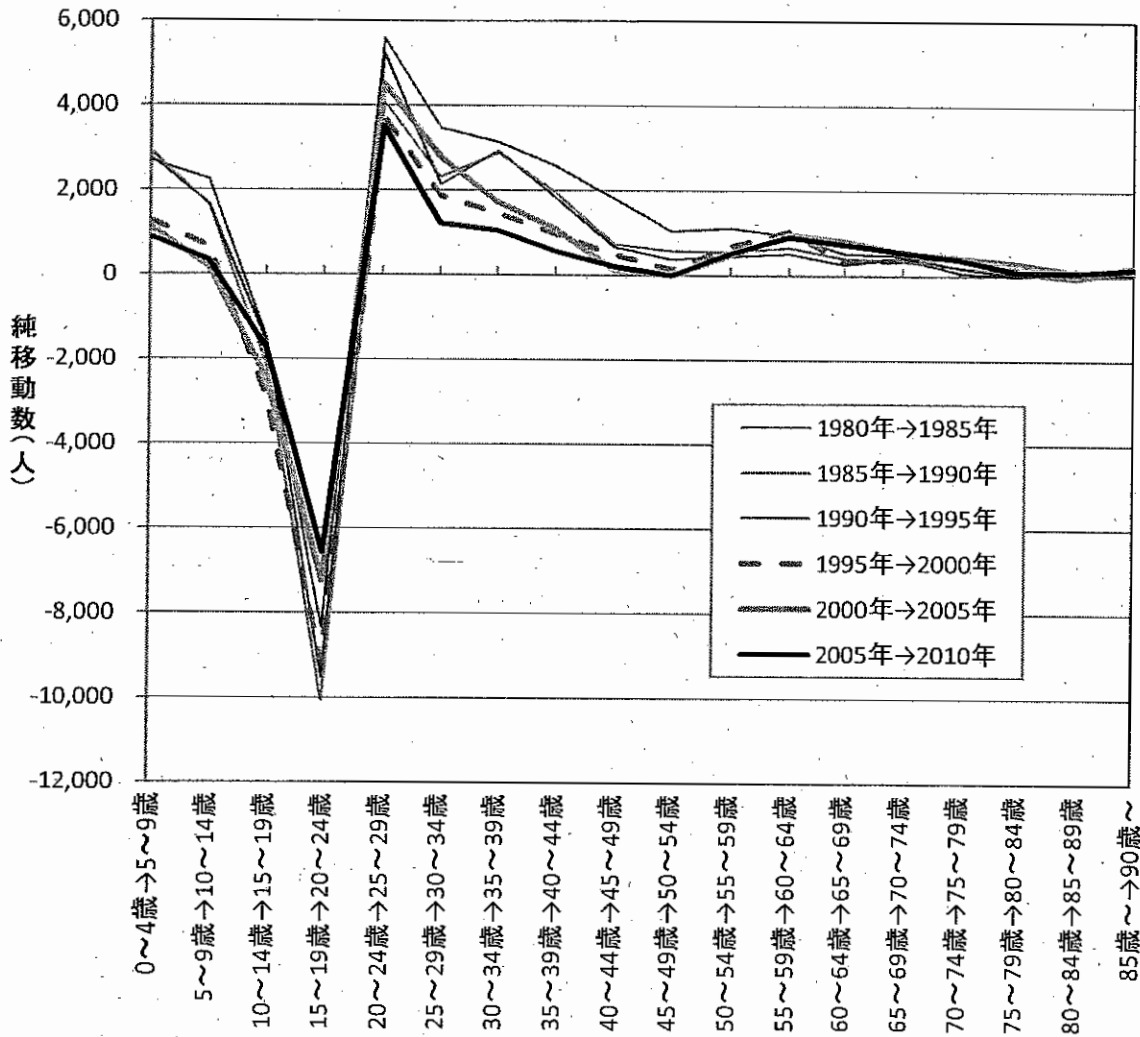
- 三重からは、東京圏、中部圏、関西圏に対して転出超過となっている。また、東京圏、中部圏、関西圏とも2010年から2013年にかけて転出超過数が増加している。
- また、2012年までは九州等の地域からの転入超過が大きかったが、2013年は非常に小さくなっている。

(5) 性別・年齢階級別に見た5年間の人口移動状況の長期的動向

○ 1980年→1985年から最近年までの推移は次のグラフのとおりとなっています。

【図 I-31】

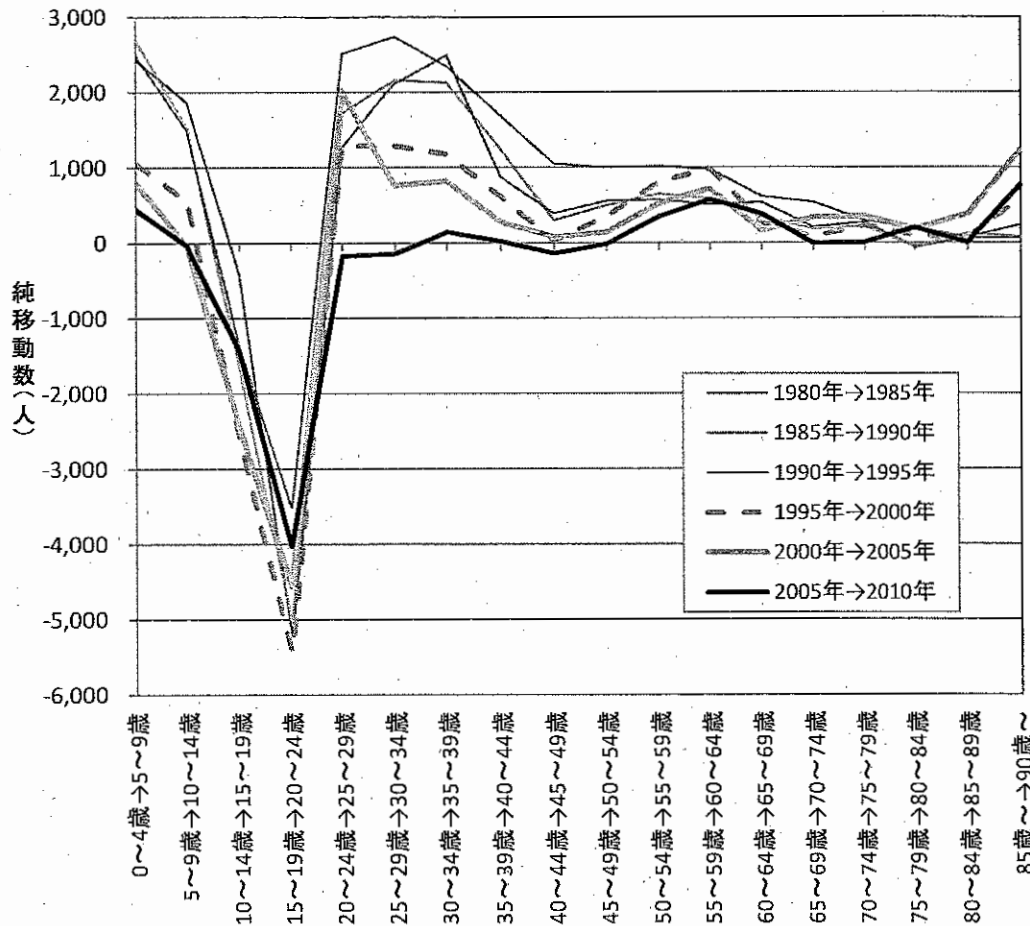
年齢階級別5年間の人口移動の推移(三重県男性)



※総務省「国勢調査」データに基づく総務省による推計値

【図 I-32】

年齢階級別5年間の人口移動の推移(三重県女性)



※総務省「国勢調査」データに基づく総務省による推計値

○ 上のグラフでは、20～24歳→25～29歳女性の純移動が、それまで大幅なプラスであったものが2005年→2010年にマイナスとなっています。その原因を分析するために、25～29歳女性について国籍別に5年前の値と比較したのが次の表です。

【表 I-4】

25～29歳女性の国籍別5年間人口移動(三重県)

	総数	日本人	外国人
2000→2005年純移動者数	1,878	442	1,436
2005→2010年純移動者数	-233	-100	-133
2000→2005年と2005→2010年の純移動者数の差	-2,111	-542	-1,569

- 三重県では、男女ともに、進学の際に当たる10～14歳→15～19歳、及び15～19歳→20～24歳に大きく転出超過となっている。一方で、0～4歳→5～9歳、及び50歳～60歳台が転入超過となっているのが特徴的。
- 男性は進学世代以外は転入超過となっており、特にUターンの時期である20～24歳→25～29歳、及び25～29歳→30～34歳の転入超過が大きい。女性は男性に比べて動きは小さい。
- 女性の20歳から30歳台は以前から大幅な転入超過となっていたが、2005→2010年にかけては転出超過に転じた。
- 2005→2010年は、特に外国人が前期の1,436人の転入超過から133人の転出超過に転じており、25～29歳女性全体の純移動の減に大きく寄与している。

4 三重県の将来人口

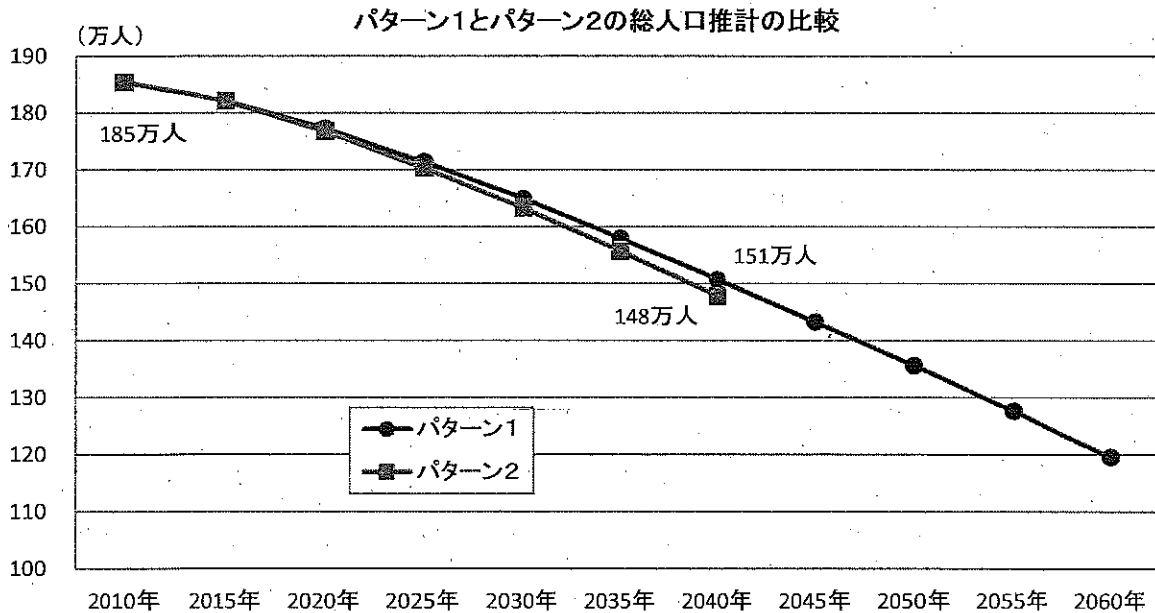
(1) 三重県の将来人口推計

パターン1：全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

パターン2：全国の総移動数が、平成22(2010)～27(2015)年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計（日本創成会議推計準拠）

(ア) パターン1(社人研推計準拠)とパターン2(日本創成会議推計準拠)との総人口の比較

【図I-33】



(注)パターン1については、平成52(2040)年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、平成72(2060)年まで推計した場合を示している。

パターン2については、日本創成会議において、全国の総移動数が概ね一定水準との仮定の下で平成52年までの推計が行われたものであり、これに準拠するため、平成52年までの表示としている。

●パターン1(社人研推計準拠)とパターン2(日本創成会議推計準拠)による平成52(2040)年の総人口は、それぞれ約151万人、約148万人で、約3万人の差が生じており、パターン2では人口減少が一層進む見通しとなっている。

(2) 老年人口比率の変化(長期推計)

○ パターン1により、2060年までの老年人口比率の推移を見たのが次の図表です。

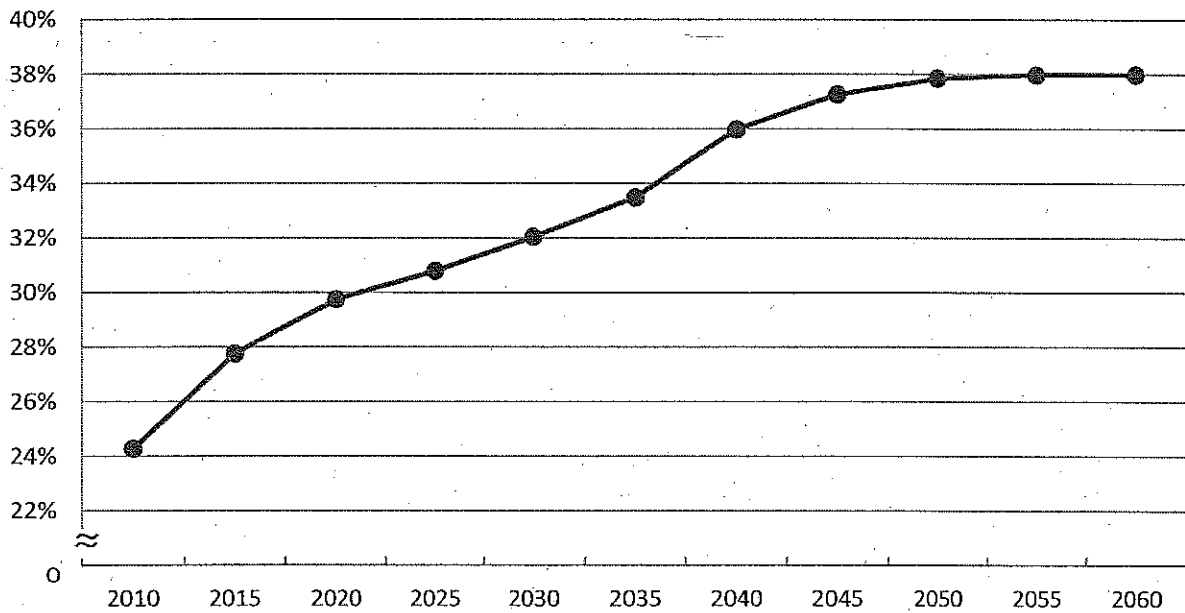
【表 I-5】

平成22(2010)年から平成52(2040)年までの総人口・年齢3区分別人口比率
(三重県:パターン1)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口(万人)	185.5	182.1	177.3	171.4	164.9	158.0	150.8	143.3	135.6	127.7	119.6
年少人口比率	13.7%	12.9%	12.1%	11.3%	10.7%	10.5%	10.5%	10.4%	10.2%	10.0%	9.7%
生産年齢人口比率	62.1%	59.3%	58.2%	57.9%	57.3%	56.0%	53.5%	52.3%	51.9%	52.1%	52.3%
65歳以上人口比率	24.3%	27.8%	29.8%	30.8%	32.0%	33.5%	36.0%	37.3%	37.9%	38.0%	38.0%
75歳以上人口比率	12.0%	13.7%	15.6%	18.3%	19.6%	20.0%	20.7%	21.8%	24.1%	25.0%	25.0%

【図 I-34】

老年人口比率の長期推計(三重県:パターン1)



● パターン1では、2040年を超えても老年人口比率は上昇を続ける。

5 人口減少及び人口構成の変化がもたらす課題

- 経済の供給面では、生産年齢人口の減少に伴う、労働や地域活動の担い手不足による人材獲得の地域間競争の拡大や供給制約からの経済の低迷などが懸念される。
- 需要面では、人口減少そのものを原因とする国内消費の低迷により、内需産業の縮小とそれに伴う雇用の減少が懸念される。
- また、総人口に占める従属年齢人口割合の増加に伴う社会保障関連経費の増加と、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少による財政の悪化が懸念される。さらにこのことから、人口減少対策をはじめとする様々な政策課題への対策のための財源捻出が困難になるとともに、公共インフラをはじめとする社会資本の維持も困難になることが懸念される。
- このほか、人口の流出や高齢化等による都市や集落の機能低下・喪失などが懸念される。

II 三重県における人口の将来展望

1 めざすべき人口の将来展望

(1) 人口の展望

<2060年までの総人口に関する将来展望（政策シミュレーション結果）を社人研推計結果と合わせてグラフで提示>

(2) 年齢区分別人口の展望

<2060年までの年齢区分別人口に関する将来展望（政策シミュレーション結果）を社人研推計結果と合わせてグラフで提示>

2 対策の方針

(1) 人口の自然減対策

<「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」の各ライフステージごとに取組を推進>

(2) 人口の社会減対策

<「学ぶ」「働く」「暮らす」の各ライフシーンごとに課題を掘り下げ、対策を検討>

三重県の将来人口に関するシミュレーション結果

○三重県の将来人口に関するシミュレーションの考え方

将来人口に関する政策シミュレーションを行うには、自然増減に関する前提条件としての「合計特殊出生率」と、社会増減に関する前提条件としての「転入超過数」の仮定が必要です。

これらの前提条件の仮定に関する現時点での案は以下のとおりです。

【合計特殊出生率】

パターン1：「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標である「概ね10年後（2025年）に合計特殊出生率を希望出生率である1.8台に引き上げる」を前提に2025年までの出生率を設定。その後、そのまま定率で人口置換水準である2.1まで引上げ、以降、2.1で安定化させるケース（※）

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
出生率	1.5	1.65	1.8	1.95	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1

パターン2：2025年まではパターン1と同様に設定。その後、人口置換水準である2.1に到達する時期を国の長期ビジョンに合わせ2040年に設定し、以降、2.1で安定化させるケース（※）

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
出生率	1.5	1.65	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1

※ 国の長期ビジョンで示された2060年に1億人程度の人口を確保する将来推計では、2020年に出生率=1.6程度、2030年に1.8程度まで向上し、2040年に人口置換水準（約2.1）が達成されるケースを想定している。

【転入超過数】

パターン①：2012～2014年までの直近3カ年の転入超過数の平均約-3,000人から5年後の2020年には-1,500人、2025年には0人に引き上げ、以降、0人で安定化させるケース

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
超過数	-3,000	-1,500	0	0	0	0	0	0	0	0

パターン②：2012～2014年までの直近3カ年の転入超過数の平均約-3,000人が2040年に0人になるよう定率で引き上げ、以降、0人で安定化させるケース

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
超過数	-3,000	-2,400	-1,800	-1,200	-600	0	0	0	0	0

パターン②'：2012～2014年までの直近3カ年の転入超過数の平均約-3,000人が2040年に0人になるよう定率で引き上げ、その後も定率で転入超過数を増加させるケース

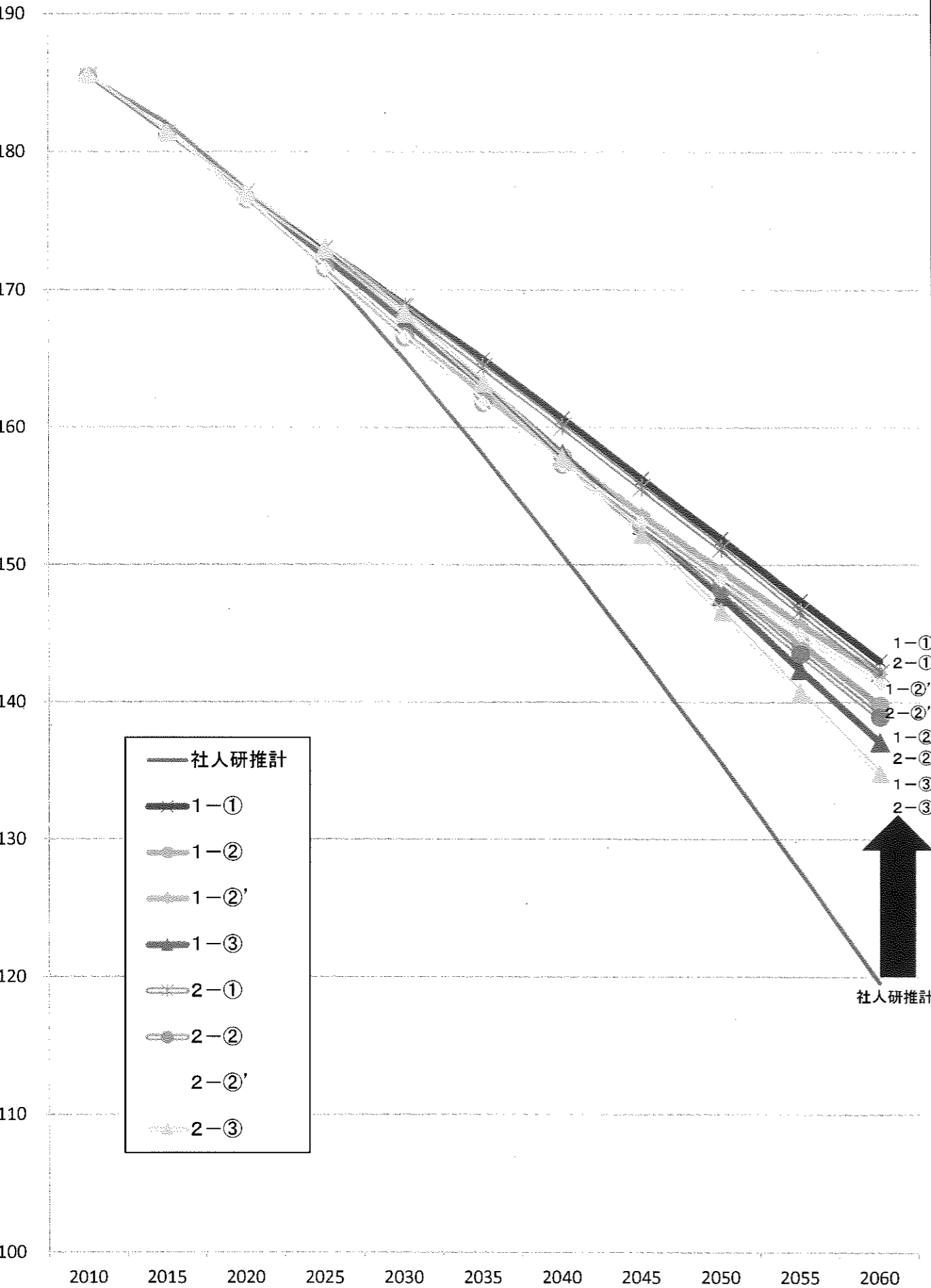
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
超過数	-3,000	-2,400	-1,800	-1,200	-600	0	600	1,200	1,800	2,400

パターン③：2012～2014年までの直近3カ年の転入超過数の平均約-3,000人から5年後の2020年には-1,500人、2025年には人口の社会増減が転出超過トレンドに転換した1999年から2014年までの平均約-1,300人を-1,000人まで引き上げ、以降、-1,000人で安定化させるケース

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
超過数	-3,000	-1,500	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000

【三重県の将来人口のベース推計とシミュレーションの条件】

三重県の将来人口のベース推計とシミュレーション結果



【ベース推計(国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計準拠)】

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
合計特殊出生率	1.47	1.44	1.41	1.42	1.42	1.42	1.43	1.43	1.43	1.43
転入超過数(1年)	-1,189	-650	-415	-436	-339	-9	26	2	45	119

【シミュレーションの条件:合計特殊出生率パターン1】

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
合計特殊出生率	1.5	1.65	1.8	1.95	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
1-① 転入超過数(1年)	-3,000	-1,500	0	0	0	0	0	0	0	0
1-② 転入超過数(1年)	-3,000	-2,400	-1,800	-1,200	-600	0	0	0	0	0
1-②' 転入超過数(1年)	-3,000	-2,400	-1,800	-1,200	-600	0	600	1,200	1,800	2,400
1-③ 転入超過数(1年)	-3,000	-1,500	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000

【シミュレーションの条件:合計特殊出生率パターン2】

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
合計特殊出生率	1.5	1.65	1.8	1.9	2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
2-① 転入超過数(1年)	-3,000	-1,500	0	0	0	0	0	0	0	0
2-② 転入超過数(1年)	-3,000	-2,400	-1,800	-1,200	-600	0	0	0	0	0
2-②' 転入超過数(1年)	-3,000	-2,400	-1,800	-1,200	-600	0	600	1,200	1,800	2,400
2-③ 転入超過数(1年)	-3,000	-1,500	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000

2060年人口: 1,430,277人
 2060年人口: 1,421,751人
 2060年人口: 1,421,094人
 2060年人口: 1,412,914人
 2060年人口: 1,398,088人
 2060年人口: 1,389,872人
 2060年人口: 1,371,285人
 2060年人口: 1,348,292人

シミュレーション結果
 (人口減少に歯止めがかかる場合)

2060年人口: 1,195,968人 — ベース推計(このまま推移した場合)

(注1)ベース推計は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による。2040～2060年は、2040年までの仮定等を基に、三重県戦略企画部において機械的に延長したものである。
 (注2)シミュレーション結果は、国立社会保障・人口問題研究所における人口の将来推計を参考にしながら、「合計特殊出生率」及び「転入超過数」の仮定値を変更した場合について、三重県戦略企画部においてシミュレーションを行ったものである。